

フコクしんらいレポート 2008

平成19年度決算のご報告

ごあいさつ



ご契約者をはじめ皆さま方には日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

まずはじめに、富国生命保険相互会社と共栄火災海上保険株式会社との間の業務提携の一環として、平成20年1月31日付にて当社の株式の80%が富国生命保険相互会社に譲渡されたことに伴い、翌2月1日に商号を「フコクしんらい生命保険株式会社」と変更し、金融機関をはじめとする代理店を通じて生命保険を販売する専門会社として再スタートいたしましたことをご報告申し上げます。

当社は、「一翼をになう存在をめざして」という企業理念の下、お客さま基点に立ち、スマートな商品と良いフットワークが身上の「Smart Insurance Company」となるべく凛とした経営姿勢で運営してまいります。創業以来共栄火災海上保険株式会社と共に積み上げてきた実績に、富国生命保険相互会社が今まで培ってきた生命保険業の経験を加えることで、ご契約者の皆さまに新たな安心のかたちをご提供いたしてまいります所存です。

平成19年度は、前年度に引き続き保険金・給付金等の支払状況に関する調査を行い、適正なお支払いを推し進めてまいりました。保険金・給付金等のお支払いは生命保険業における最も重要な役割であり、その面でお客さまに大きなご迷惑をおかけしたことを深く反省するとともに、適正な支払体制の確立に努めてまいります。

本年もご契約者の皆さまには、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成20年7月

フコクしんらい生命保険株式会社

代表取締役社長 **大嶋邦男**

CONTENTS

I. フコクしんらい生命の 平成 19 年度事業概況について

I	フコクしんらい生命の平成 19 年度 事業概況について	1
---	--------------------------------	---

II. 会社の概況及び組織

II-1	沿革	5
II-2	経営の組織	5
II-3	店舗	6
II-4	資本金の推移	6
II-5	株式の総数	6
II-6	株式の状況	6
II-7	主要株主の状況	6
II-8	取締役及び監査役	7
II-9	会計参与の氏名又は名称	8
II-10	従業員の在籍・採用状況	8
II-11	平均給与（内勤職員）	8
II-12	平均給与（営業職員）	8

III. 保険会社の主要な業務の内容

III-1	主要な業務の内容	9
III-2	経営方針	9

IV. 直近事業年度における事業の概況

IV-1	直近事業年度における事業の概況	11
IV-2	契約者懇談会開催の概況	13
IV-3	お客さま相談窓口の設置とご相談・ 苦情のお申し出状況	13
IV-4	ご契約者に対する情報提供の実態	14
IV-5	商品に対する情報及びデメリット情報の 提供の方法	16
IV-6	代理店教育・研修の概略	17
IV-7	新規開発商品の状況	18
IV-8	保険商品一覧	19
IV-9	情報システムに関する状況	27
IV-10	保険金・給付金等の支払状況に関する 調査結果	28
IV-11	保険金・給付金のお支払状況について	29
IV-12	社会貢献活動の概況	30

V. 直近 5 事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

V	直近 5 事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	31
---	--------------------------------	----

VI. 財産の状況

VI-1	貸借対照表	32
VI-2	損益計算書	35
VI-3	キャッシュ・フロー計算書	37
VI-4	株主資本等変動計算書	38
VI-5	債務者区分による債権の状況	39
VI-6	リスク管理債権の状況	40
VI-7	元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	40
VI-8	保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	40
VI-9	有価証券等の時価情報	41
VI-10	経常利益等の明細（基礎利益）	43
VI-11	計算書類等についての会計監査人による 監査	44
VI-12	財務諸表についての代表者による確認	44

VII. 業務の状況を示す指標等

VII-1	主要な業務の状況を示す指標等	45
VII-2	保険契約に関する指標等	52
VII-3	経理に関する指標等	55
VII-4	資産運用に関する指標等	60
VII-5	有価証券等の時価情報（一般勘定）	70

VIII. 保険会社の運営

VIII-1	リスク管理体制について	71
VIII-2	コンプライアンス（法令等遵守）推進体制 について	72
VIII-3	第三分野の責任準備金積立ルール・ 事後検証等について	74
VIII-4	個人データ保護について	74
VIII-5	勧誘方針について	77

IX. 特別勘定に関する指標等

IX	特別勘定に関する指標等	78
----	-------------	----

X. 保険会社及びその子会社等の状況

X	保険会社及びその子会社等の状況	78
---	-----------------	----

I フコクしんらい生命の平成 19 年度事業概況について

保有契約高・保険料等収入は親会社の変更に伴う準備のために減少いたしました

平成 19 年度末における保有契約高（個人・団体保険計）は、1 兆 1,831 億円（前年度末比 83.8%）となりました。その内訳は、個人保険計が 7,525 億円（前年度末比 95.1%）、団体保険が 4,306 億円（前年度末比 69.4%）であります。また、一件あたりの平均保険金額（新契約・個人保険）は 7,295 千円、保険料等収入（個人・団体保険計）は 15,471 百万円（前年度比 69.7%）となりました。

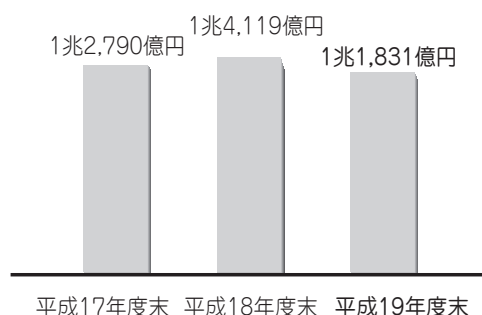
保有契約高とは

個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総計額（保険料収入）とは異なります。

保険料等収入とは

ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

保有契約高の推移



基礎利益は 19 億 3 百万円、経常利益は 20 億 55 百万円、当期純利益は、5 億 54 百万円です

平成 19 年度決算における「基礎利益」は 19 億 3 百万円、「経常利益」は 20 億 55 百万円、「当期純利益」は 5 億 54 百万円となりました。

基礎利益とは

1 年間の保険本業の収益力を示す指標の 1 つで一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社が別途項目を設け開示しています。

経常利益（損失）とは

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた差額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

当期純利益（損失）とは

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

基礎利益 = 経常利益 - キャピタル損益 - 臨時損益

- キャピタル損益 = +) キャピタル収益
- ① 金銭の信託運用益
 - ② 売買目的有価証券運用益
 - ③ 有価証券売却益
 - ④ 金融派生商品収益
 - ⑤ 為替差益
 - ⑥ その他キャピタル収益

-) キャピタル費用
- ① 金銭の信託運用損
 - ② 売買目的有価証券運用損
 - ③ 有価証券売却損
 - ④ 有価証券評価損
 - ⑤ 金融派生商品費用
 - ⑥ 為替差損
 - ⑦ その他キャピタル費用

- 臨時損益 = +) 臨時収益
- ① 再保険収入
 - ② 危険準備金戻入額
 - ③ その他臨時収益
-) 臨時費用
- ① 再保険料
 - ② 危険準備金繰入額
 - ③ 個別貸倒引当金繰入額
 - ④ 特定海外債権引当勘定繰入額
 - ⑤ 貸付金償却
 - ⑥ その他臨時費用

「逆ざや」はありません

下記算出の結果はプラスであり、「逆ざや」はありません。

(参考) 逆ざや額の算出式

逆ざや額は、次の方法で算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{※1} - \text{平均予定利率}^{※2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{※3}$$

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$$

逆ざやとは

ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しております。その割引率を「予定利率」といいます。

そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます）を、運用収益などで確保する必要があります。ところが、超低金利が続くなかで、この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態が一部の契約で発生することがあり、これを「逆ざや」状態といえます。

リスク管理債権はありません

生命保険会社では資産運用の一環として貸付を行い、利息収入を得ています。この貸付金のうち「返済状況が正常でない債権」を総称して「リスク管理債権」と呼んでいます。

平成 19 年度末の貸付金は全て保険約款貸付であり、正常債権です。従って、リスク管理債権はありません。

貸付金とは

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが保険料の払い込みが一時的に困難になり、払い込み猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立替を行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

ソルベンシー・マージン比率も十分な水準です

ソルベンシー・マージン比率（通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための指標の一つ）は、2,604.8%であり、行政当局が経営の健全性を判断する基準値である200%を大きく上回っています。

ソルベンシー・マージンとはソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。

生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

●ソルベンシー・マージン総額[=以下の合計額]

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%^(※)、土地の含み損益×85%^(※)、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、控除項目、その他

(※)マイナスの場合100%

●リスクの合計額[= $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$]

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額(R₁)…大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額

予定利率リスク相当額(R₂)…運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額

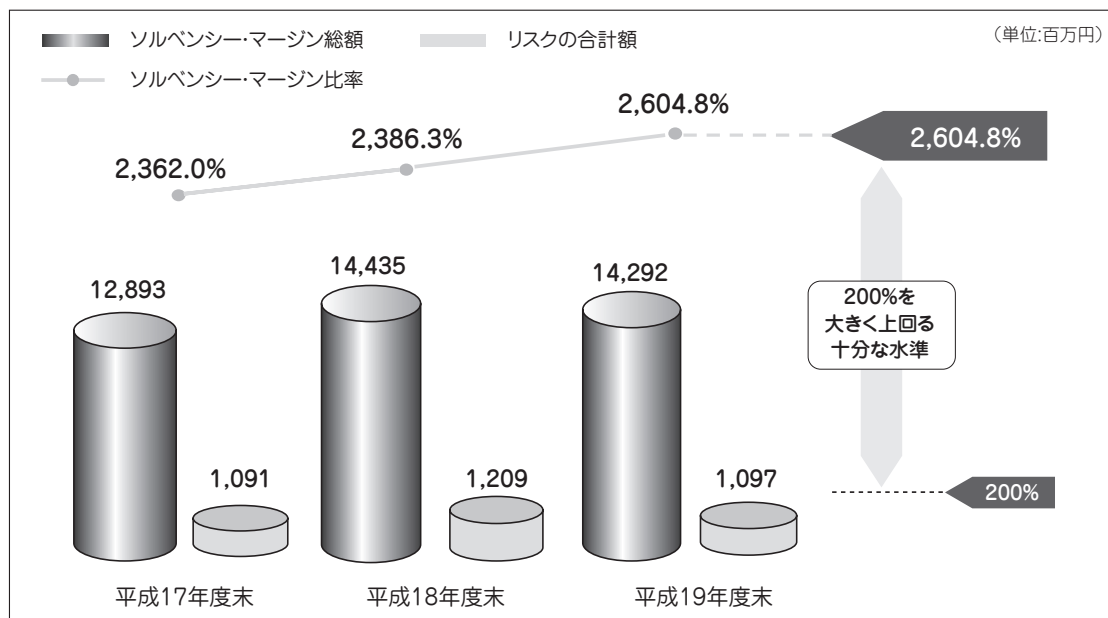
資産運用リスク相当額(R₃)…株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額

経営管理リスク相当額(R₄)…業務の運営上通常の予測を超えて発生し得るリスク相当額

最低保証リスク相当額(R₇)…変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク

第三分野保険の保険リスク相当額(R₈)…医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について保険金等の支払いが急増するリスク相当額

ソルベンシー・マージン比率の推移

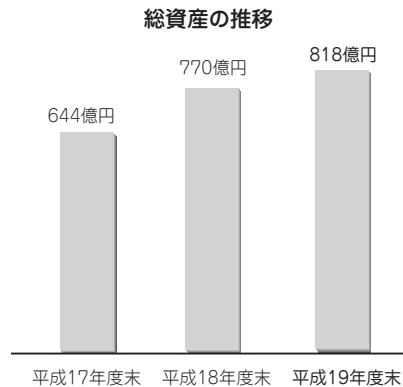


総資産は 818 億円です

総資産は、前年度末より 48 億円増加し、818 億円となりました。

総資産とは

貸借対照表の資産の部の合計で、主なものとして、現金及び預貯金、有価証券、貸付金、有形固定資産、無形固定資産、その他の資産があります。



有価証券残高は 745 億円です

安全性を基本としつつ、長期・安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用を行った結果、有価証券は、前年度末より 49 億円増加し、745 億円となりました。

有価証券とは

国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券をいいます。
 このうち、「国債」、「地方債」、「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等が発行する債券で三者をあわせて「公社債」ともいいます。
 「株式」は国内企業が発行する株式です。
 「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の国・企業が発行する「外国株式」等、海外の国・企業などが発行する有価証券の総称です。
 「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

平成 18 年度に標準責任準備金の水準を達成し、平成 19 年度末の責任準備金残高は 706 億円となりました

責任準備金は、平成 18 年度に保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率が 100%となり、担保力の増強が図られました。平成 19 年度にさらに 45 億 98 百万円積み増しし、この結果、責任準備金残高は 706 億円となりました。

責任準備金とは

生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てられる準備金のことで、保険業法により積立が義務付けられています。

資本金は 100 億円です

資本金とは

株式会社の財産を堅持する上で基準とする一定の金額です。株主が払い込んだ金額のうち、会社が資本金としたものをいいます。また、株主が払い込んだ金額のうち会社が資本金としなかったものは株主払込剰余金となり、資本準備金として貸借対照表上表示されます。

なお、保険会社においては、保険業法第 6 条の規定により、株式会社では資本金の額が 10 億円以上とされています。

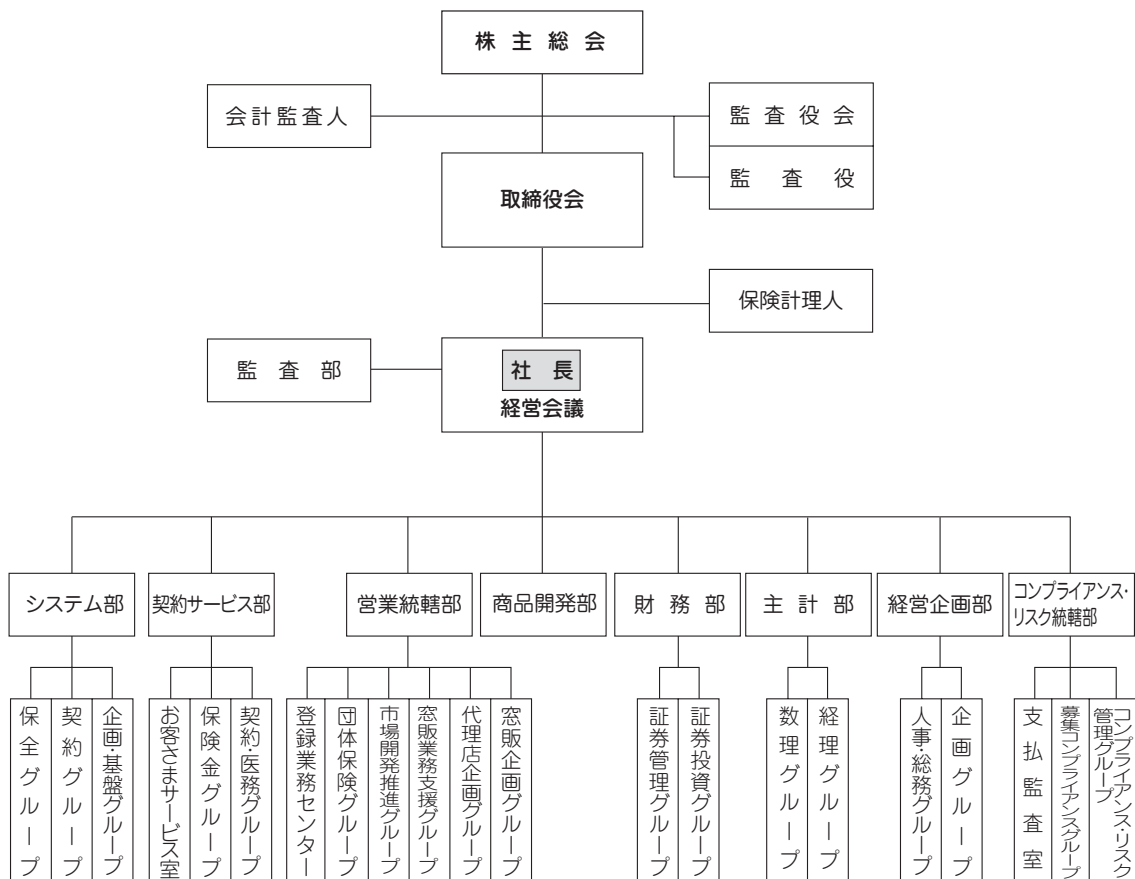
II-1 沿革

- 平成 8 年 8 月 8 日 共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社として設立
- 平成 8 年 8 月 27 日 大蔵大臣より生命保険業免許を取得
- 平成 8 年 10 月 1 日 営業開始
- 平成 19 年 11 月 30 日 富国生命保険相互会社が共栄火災しんらい生命保険株式会社の子会社化の認可取得
- 平成 20 年 1 月 24 日 商号変更認可取得
- 平成 20 年 1 月 31 日 富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社より共栄火災しんらい生命保険株式会社発行済株式数の 80% を取得
- 平成 20 年 2 月 1 日 「フコクしんらい生命保険株式会社」として営業開始

II-2 経営の組織

経営組織の概要は、次のとおりです。

経営組織図



Ⅱ－３ 店舗

本 社 〒108-0071 東京都港区白金台 3-2-10 白金台ビル tel 03-5789-6790 (代表)

Ⅱ－４ 資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘 要
平成8年8月8日	— 百万円	10,000 百万円	会社設立

Ⅱ－５ 株式の総数

発行する株式の総数	800 千株
発行済株式の総数	200 千株
当期末株主数	2 名

Ⅱ－６ 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普 通	200 千株	—

(2) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
富国生命保険相互会社	160 千株	80%	—	—
共栄火災海上保険株式会社	40 千株	20%	—	—

Ⅱ－７ 主要株主の状況

株 主 名	所在地	基金・ 資本金 ^(注)	業務の内容	設立年月日	株式等の総数 等に占める所有 株式等の割合
富国生命保険相互会社	東京都 千代田区	百万円 71,000	生命保険業	大正12年11月22日	80%
共栄火災海上保険株式会社	東京都 港区	百万円 40,000	損害保険業	昭和17年7月1日	20%

(注) 富国生命保険相互会社は、基金総額(含む基金償却積立金 31,000 百万円)を、共栄火災海上保険株式会社は、資本金を表示しています。

Ⅱ－８ 取締役及び監査役（平成20年7月3日現在）

役職名	氏名・生年月日	略歴
代表取締役社長	大嶋 邦男 昭和17年12月2日生	昭和41年 富国生命保険相互会社入社 平成10年 同社 取締役法人営業部長 平成13年 同社 常務取締役 平成19年 同社 専務取締役 平成20年 当社 代表取締役社長 現在に至る
常務取締役	早川 三起男 昭和22年10月24日生	昭和45年 共栄火災海上保険相互会社入社 平成15年 共栄火災海上保険株式会社 常務取締役兼団体組織開発部長 平成18年 同社 常勤監査役 平成18年 当社 監査役 平成19年 当社 常務取締役 現在に至る
取締役	米山 好映 昭和25年6月23日生	昭和49年 富国生命保険相互会社入社 平成14年 同社 取締役総合企画室長 平成17年 同社 常務取締役 現在に至る 平成20年 当社 取締役 現在に至る
取締役	森 益 男 昭和27年10月6日生	昭和51年 富国生命保険相互会社入社 平成14年 同社 総合営業推進部部长兼公庫団信室長 平成16年 同社 市場開発部長 平成20年 当社 取締役 現在に至る
取締役	角田 誠一 昭和30年2月26日生	昭和53年 富国生命保険相互会社入社 平成15年 フコク情報システム株式会社部長 平成18年 同社 取締役 現在に至る 平成20年 当社 取締役 現在に至る
取締役	小谷 基 昭和32年9月4日生	昭和56年 富国生命保険相互会社入社 平成17年 総合企画室長 平成20年 当社 取締役 現在に至る
監査役	村山 良樹 昭和20年4月28日生	昭和44年 富国生命保険相互会社入社 平成13年 同社 取締役保険計理人兼主計部長 平成15年 同社 常務取締役 現在に至る 平成20年 当社 監査役 現在に至る
監査役	北岡 勉 昭和31年8月15日生	昭和55年 富国生命保険相互会社入社 平成16年 同社 コンプライアンス統括部長 平成20年 同社 監査部長 現在に至る 平成20年 当社 監査役 現在に至る
監査役（常勤）	矢崎 力 昭和26年10月24日生	昭和49年 富国生命保険相互会社入社 平成14年 同社 業務部部长 平成15年 同社 契約部長 平成16年 同社 顧客サービス部長 平成17年 同社 団体保険管理部長 平成20年 当社 監査役 現在に至る

Ⅱ－9 会計参与の氏名又は名称

会計参与は設置していません。

Ⅱ－10 従業員の在籍・採用状況

区 分	18年度末 在籍数	19年度末 在籍数	18年度 採用数	19年度 採用数	19年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	62名	104名	9名	16名	46.3歳	3.3年
(男子)	(45)	(82)	(5)	(8)	(49.0)	(3.2)
(女子)	(17)	(22)	(4)	(8)	(36.1)	(3.6)
(総合職)	(45)	(87)	(5)	(12)	(48.4)	(3.0)
(一般職)	(17)	(17)	(4)	(4)	(35.4)	(4.6)
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(女子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注)平成19年度の採用数からは出向受入数を除く。本ベースの平成18年度採用数は0名です。

Ⅱ－11 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成19年3月	平成20年3月
内勤職員	528	500

(注)平均給与月額は、平成20年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ－12 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅲ－１ 主要な業務の内容

(1) 生命保険の引受け及び資産運用

個人保険及び団体保険の引受けを行い、約款に従い保険金・給付金等の支払を行っております。
また、保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債中心に安全かつ健全に運用しております。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務

当該業務は行っておりません。

なお、当社は富国生命保険相互会社及び共栄火災海上保険株式会社へ生命保険業務に係る業務の代理、事務の代行業務を委託しております。

(3) 国債等の窓口販売業務

当該業務は行っておりません。

Ⅲ－２ 経営方針

当社は、平成8年8月8日に共栄火災海上保険相互会社(当時、平成15年4月1日に株式会社へ組織変更)の全額出資により設立され、同年10月1日に営業を開始し、以後、順調に業容を拡大してまいりました。その後、富国生命保険相互会社と共栄火災海上保険株式会社の業務提携により、平成20年1月31日付で当社株式の80%が富国生命に譲渡され、平成20年2月1日より「フコクしんらい生命保険株式会社」として新たにスタートいたしました。

(1) 企業理念

フコクしんらい生命保険株式会社は、企業理念として『一翼をになう存在をめざして』を掲げ、お客さまの生活をはじめパートナーの、延いては社会の一翼を担い得る存在となるべく努力してまいります。

(2) 経営姿勢

当社は企業理念を実現するために、『Smart Insurance Company』をキーワードに、次の五つの経営姿勢で臨みます。

- ・ スマートな商品と良いフットワークが身上の企業ブランドを実現する
- ・ お客さま基点の独自の保険商品とサービス体制でパートナーの価値を高める魅力的な専門カンパニーをめざす
- ・ 優れた人材の育成と職員の自己実現の一致をめざす
- ・ 会社を支えるシステムや組織の刷新を常に図り、新時代をリードする価値を創造する
- ・ 最大たらんよりは最優たれをモットーに、凜とした経営を実現する

(3) パートナー

当社は、お客さまとの長いおつきあいがあればこそ提供できる保険商品やサービスの開発を通して、お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在をめざすことを考えています。そのためには、パートナーとのコラボレーションが大変重要です。当社のパートナーは共栄火災しんらい生命時代からの金融機関代理店や一般代理店、新たなスタートに伴って販売を委託した金融機関代理店があります。当社はスマートな商品と良いフットワークが身上の専門カンパニーとして、パートナーの価値を高める支援を行ってまいります。

①金融機関代理店

本年4月より富国生命の窓販業務を当社が引き継ぎ、共栄火災および富国生命が長くおつきあいさせていただいている信用金庫業界を中心に、一部都銀・地銀・信用組合に保険商品を提供しております。

今後は窓販全面解禁を受け、販売商品が多様化いたしますが、お客さまにとってよりよい商品を提供するとともに、金融機関代理店に対し、富国生命グループとしてさまざまなサポートを行ってまいります。

②一般代理店

当社の一般代理店は共栄火災の損保代理店が中心です。主に損害保険の既契約者さまに対し、生命保険商品を提案することを通して、お客さまへのより良いサービスの提供を心がけてまいりました。

当社は、これら一般代理店に対するこれまで同様のサポートに加え、富国生命が培ってきたノウハウ・経験を活かした商品ラインナップの充実、募集支援、研修支援の強化を図り、一般代理店がお客さまに対し、これまで以上に質の高い商品・サービスを提供できるよう努力してまいります。

③パートナー数（平成20年3月末現在）

パートナー	代理店委託数
金融機関代理店	271店
一般代理店	1,904店

IV-1 直近事業年度における事業の概況

平成 19 年度のわが国の前半の経済状況は緩やかな拡大を続ける中で、個人消費や輸出も堅調に推移し、雇用情勢はやや厳しさが残るものの、企業収益は増加基調にありました。後半は原油高や円高、株安、サブプライムローン問題などが響き、業種によっては経常利益も対前年同期比で増益幅の鈍化ないし減益となり、好調だった企業業績と堅調な個人消費に変調がみられました。このような状況下、生命保険業界は少子高齢化への対応と保険金不払いへの態勢整備に力を入れましたが、国内保険市場は対前年比で新規契約ならびに保有契約の減少が続きました。一方で、相互会社の株式会社化への動きや、10月の株式会社かんぽ生命保険の誕生、12月の金融機関による保険窓口販売の全面解禁や、団塊世代の大量退職による年金市場の拡大をにらみ、外資も含めた新規参入の動きがみられました。

当社は、富国生命保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社との間で業務提携をし、その一環として平成 20 年 1 月末に共栄火災しんらい生命保険株式会社の株式の 80% を取得したことに伴い、社名を新たにフコクしんらい生命保険株式会社に変更し、金融機関をはじめとする代理店を通じて生命保険を販売する専門会社として 2 月 1 日に営業を開始するに至りました。当社は目指す経営理念として「一翼をになう存在をめざして」を掲げ、「Smart Insurance Company」としてスマートさと良いフットワークを身上にお客さま基点に立ち、時代を先取りした独自の保険商品・サービスを開発し、パートナーとしての価値を高めることを目的に、共栄火災海上保険株式会社と創業以来共に積み上げてきた実績と富国生命保険相互会社が今まで培ってきた経験を加え、新たな安心のかたちをご提供すべく歩み始めました。従いまして、当社の平成 19 年度の保険事業の結果は、親会社変更に伴う社内体制の見直し並びに整備の準備期間としての事業活動が中心となりました。

平成 19 年度の業績の概要及び今後の当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(収支及び資産運用の状況)

平成 19 年度の収支状況は、収入面では保険料等収入が 154 億 71 百万円、資産運用収益が 16 億 57 百万円となり、その他経常収益を含めた経常収益は 172 億 89 百万円となりました。支出面では保険金等支払金が 73 億 74 百万円、責任準備金等繰入額が 45 億 99 百万円、資産運用費用が 1 億 85 百万円、事業費が 28 億 60 百万円となり、その他経常費用を含めた経常費用は 152 億 33 百万円となりました。

以上の結果、経常利益は 20 億 55 百万円となりました。これに契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税等を加減算した結果、当期純利益は 5 億 54 百万円となりました。

なお、生命保険本業の期間収益を示す指標の基礎利益は、19 億 3 百万円となりました。

一方、当期末の一般勘定資産（総資産）は、前年度末から 48 億 49 百万円増加し、818 億 97 百万円となりました。主な内訳は、国債 437 億 30 百万円、社債 271 億 84 百万円、預貯金 29 億 66 百万円、株式 21 億 14 百万円であり、国内公社債の総資産構成比は 86.6% であります。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が 14 億 64 百万円となり、有価証券売却益を加えた収益合計は 16 億 57 百万円となりました。一方、資産運用費用は 1 億 85 百万円となり、資産運用損益合計では 14 億 72 百万円となりました。

(新契約高・減少契約高及び保有契約高の状況並びに推移)

当期の新契約高は、個人保険と個人年金を合わせた個人保険合計では、前年度末対比 50.9%減の 418 億円となりました。個人保険合計に団体保険 47 億円を加算した合計では前年度末対比 49.6%減の 466 億円となりました。

また、減少契約高につきましては、個人保険・団体保険の解約及び失効契約高の合計で、前年度末対比 14.8%減の 717 億円となりました。

これらの結果、当期末の保有契約高は、個人保険合計で前年度末対比 4.9%減の 7,525 億円となり、これに団体保険の 4,306 億円を加えた合計では前年度末対比 16.2%減の 1 兆 1,831 億円となりました。

(責任準備金の状況並びに推移)

責任準備金のうち保険料積立金は、平準純保険料式により計算しております。当期においては責任準備金を 45 億 98 百万円繰入れし、当期末残高は 706 億 91 百万円となりました。

(会社が対処すべき課題)

お客さま基点に立った事業経営を確固たるものとするため、平成 20 年度においても、引き続きコンプライアンスの実践、リスク管理の徹底に加え、お客さま・従来からの代理店・新たに金融機関をはじめとする代理店へのサービスの充実といった「企業品質の向上」を追求してまいります。そのために、下記の重点課題に取り組んでまいります。

- (1) 信用金庫を中心とした金融機関における保険窓口販売の展開と代理店販売の充実
- (2) 保険金等支払管理態勢の強化
- (3) 業務適正性の確保（含む法令遵守態勢確保）
- (4) 新商品開発
- (5) 元受収保計画の達成
- (6) 教育・研修体制の構築と充実
- (7) 販売網拡充（稼働代理店数増、チャンネル対策等）
- (8) 保有契約高拡充を図るための金融機関を除く代理店推進策（口座振替率、失効・解約率低減等）の徹底
- (9) 運用リスク管理態勢の強化

Ⅳ-2 契約者懇談会開催の概況

平成 19 年度は開催しておりません。

Ⅳ-3 お客さま相談窓口の設置とご相談・苦情のお申し出状況

(1) お客さま相談窓口の設置とご相談・苦情のお申し出状況

当社では、お客さまの様々なご相談にお応えするため、「お客さまサービス室」を窓口として、フリーダイヤルによるご相談をお受けしています。また、お客さまの声を直接会社に届けて頂くことを目的に、平成 17 年 7 月より新契約の保険証券に「お客さまの声はがき」を同封しています。平成 19 年度のご相談・苦情の状況についてご紹介します。

ご相談・苦情のお申し出件数

お申し出の主な項目	平成 18 年度			平成 19 年度		
	相 談	苦 情	合 計	相 談	苦 情	合 計
1. 新契約（商品内容、資料請求等）	15	40	55	19	19	38
2. 収納関係（保険料の払込み等）	60	15	75	10	8	18
3. 保全関係（住所変更、解約、契約者貸付等）	221	44	265	60	42	102
4. 保険金・給付金関係（請求及び支払等）	16	20	36	9	18	27
5. 税金・控除証明等	13	1	14	1	3	4
6. その他	28	18	46	9	16	25
合 計	353	138	491	108	106	214

(2) お客さまの声を活かした取組み（苦情からの改善事例）

当社では、お客さまの声を幅広く取り入れ、お客さまの立場に立った業務の改善に活かす取組みを最重要課題と位置付けています。本社フリーダイヤルや代理店などに寄せられたご意見・ご要望、更に苦情も含めて当社の貴重な財産と認識し、お客さま満足度の高い企業へ向けた取組みに反映させるよう努力しています。お客さまの声を受けて平成 19 年度に業務改善した事例をご紹介します。

★お客さまの声：入院・手術したので給付金請求をした。前は別の手術で支払いを受けたが、今回は非該当という案内が届いた。何故ですか。

⇒改善の視点：手術給付金は、手術の種類によって支払対象外のものがあります。ご契約時にお渡ししている約款には保障内容の詳細が記載されていますが、内容は広範囲になることから、手術給付金をお支払できない場合は、手術給付に関して規定した約款（対象箇所のコピー）を同封する制度に改めました。

★お客さまの声：本社に直接電話して契約の変更手続きを行った。便利で助かった。対応してもらえる項目を増やして欲しい。

⇒改善の視点：当社では、ご契約者からフリーダイヤルに直接お電話を頂いた場合は、契約の変更などにかかる手続きを直接ご案内しています。これまでは、対応項目を限定していましたが、お客さまの声を反映し、平成 20 年 2 月より電話でご依頼を受けて必要書類をご登録の住所へ直送する項目を拡大いたしました。

Ⅳ 直近事業年度における事業の概況

(ご参考) フリーダイヤルでご対応する項目一覧(本社ダイレクト対応)

	項 目	本社ダイレクト対応	現地対応(代理店など)
1	住所変更	○	○
2	改姓改名	○	○
3	受取人情報変更	○ (個人契約で受取人が配偶者及び2親等以内の親族の場合)	○
4	証券再作成・再発行	○	○
5	契約者貸付	○	○
6	契約者貸付金の返済	○	○
7	お立替金の弁済	○	○
8	払済保険への変更	○	○
9	延長定期保険への変更	○	○
10	前納・一括払	○	○
11	払込方法の変更	○	○
12	保険料振替口座の変更	○	○
13	保険期間・払込期間の変更	○	○
14	復日(払済保険からの変更)	○	○
15	一部解約	○	○
16	解約	○	○
17	控除証明書再発行	○	○
18	契約者変更	×	○
19	契約者生年月日・性別訂正	×	○
20	被保険者生年月日・性別訂正	×	○
21	出生被保険者登録	×	○
22	特約中途付加	×	○
23	家族型範囲変更	×	○
24	復活	×	○
25	中途一部一時払	×	○
26	質権設定	×	○
27	年金支払・介護保障への移行	×	○

※ご対応は、契約者さまからのお申し出に限定させていただきます。

※上記お手続きには当社所定の請求書以外に項目毎に必要な書類のご提出をお願いしています。また、本社ダイレクト対応では処理出来ない項目(×表示)は、現地の担当者(代理店など)が対応させていただきます。

Ⅳ-4 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

① ディスクロージャー誌等による情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「フコクしんらいレポート」(本誌)を毎年作成しております。本誌は、当社本社ならびに主要な代理店に常時備え置き、生命保険協会など関係機関へも配付しています。さらに、本誌を当社インターネットホームページにも掲示し、広く閲覧いただけるよう対応しております。

なお、ご契約者へ年1回ご送付する「ご契約内容のお知らせ」とともに、直近の主要業績の内容等を記載した小冊子「営業のご案内」をお送りしています。

② インターネットホームページによる情報提供

当社では、インターネットホームページを通じて、取扱商品のご案内、経営内容に関する情報提供等を行っております。経営全般に関する情報などは「ニュースリリース」として、当社業務に係わる情報などは「トピックス」により各種情報を随時発信しています。

(ホームページアドレス…<http://www.fukokushinrai.co.jp/>)

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

当社が販売している保険種類は「保険種類のご案内」でご案内しております。また、個別商品に関する特長やしきみについては、パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しております。

ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「ご契約のしおり・約款」をお渡しし、注意喚起情報・お客様の個人情報に関する重要事項についてご確認いただくとともに、「意向確認書」を用いて、お申込みいただく保険商品がお客様の意向（ニーズ）に合致するものであることを保険契約の締結前に最終的にお客様に確認いただくこととしております。



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、次のような情報提供を行っております。

保険料払込に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料口座振替についてのご案内（年払、半年払） ・ 生命保険料再請求のお知らせ ・ 保険料お立替えのご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約内容のお知らせ ・ 保険契約失効のご案内 ・ 保険期間満了のお知らせ ・ 保険契約更新のご案内
貸付金等に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息繰入れのご案内
満期に伴う返戻金に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期に伴う返戻金のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料控除証明書

③ ご契約内容等に関する情報提供

ご契約者からのご照会につきましては、「お客様サービス室」で対応いたします。

各種契約内容に関するご照会はもとより、解約返戻金等の試算、貸付金の残高等、さまざまなご照会が可能です。お客様専用のフリーダイヤル（0120-700-651）は、月～金（土・日・祝日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時までご利用いただけます。

Ⅳ－５ 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法

ご契約者が、生命保険商品及び制度についてご存じなかったことにより、不利益を被ることがないように、ご契約者に是非ご理解頂きたい情報につきまして、ご契約の際にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」および「注意喚起情報」に記載しております。主なものは次のとおりです。

クーリング・オフ制度 お申込者またはご契約者は、お申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「申し込みの撤回等」といいます。）について記載した書面を交付された日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内であれば、書面（郵送）により申し込みの撤回等を行うことができます。

但し、保険会社の指定した医師の診査を受けた場合や法人をご契約者とする保険契約等の場合は、クーリング・オフの取り扱いは出来ません。

告知義務・告知義務違反 保険会社が契約を引き受ける場合、お客さまから健康状態や職業などの重要事項についてありのままをお知らせしていただくことになっております。この制度を告知義務といいます。

告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」として契約が保険会社より解除されることがあります。

保険金・給付金を支払わない場合

契約が継続されていても保険金や給付金が支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が契約日または復活日から 3 年以内に自殺したとき②契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき③戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、死亡した被保険者の数によっては死亡保険金を全額または削減して支払うことがあります。）等の場合には、死亡保険金等は支払われません。

給付金が支払われない場合についても保険金と同様にお支払い出来ない条件がありますので、「ご契約のしおり・約款」「注意喚起情報」をご一読願います。

契約の失効

保険料の払込がなく、払込の猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日からご契約は効力を失います。この場合、保険金・給付金が支払われなくなりますのでご注意ください。

なお、保険種類によっては、保険料の払込がなく、払込の猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立替え、ご契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金

ご契約が解約された場合などに、ご契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お申込みいただいた保険料のうち、一部は保険金等の支払に、一部は契約を管理する費用等に充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。なお、解約返戻金なし特則を付加した医療保険（付加した所定の特約を含みます。）については、解約返戻金はありません。

Ⅳ－6 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的考え方

「共栄火災の関連会社として、お客さま一人ひとりのリスクをお客さまと共に考え、それらのリスクを保険でカバーするためには、生命保険だけでなく損害保険も含め幅広い保障の提案が不可欠」との考えから、当社では、損害保険代理店が生命保険を併売していくことを前提とした教育・研修をすすめております。

お客さまの日常生活や経済活動における様々なリスクをカバーするために最適な生命保険商品と損害保険商品を提供し、または組み合わせることで、お客さまのニーズに合った合理的な保障内容を提案していく力を備えた代理店を育成していきます。

〈代理店教育研修の基本的な流れ〉

代理店委託からの期間	委託	登録	登録後1年以内	登録後2年以内
業界共通教育	▽ 登録前研修	▽ 販売基礎研修 (登録後研修)	▽ 専門課程研修	▽ 応用課程研修 生保大学課程研修
当社独自研修	<p>セールス基礎コース 基礎知識編</p> <p>セールス基礎コース 販売スキル編</p> <p>ステップアップコース 法人編</p>			

(2) 業界共通教育

初めて代理店となる場合には、業界共通教育カリキュラムに基づいて、一般課程研修（登録前）を実施し、登録日後においては販売基礎研修（登録後研修）を行います。以後各段階に応じて、専門課程試験、応用課程試験、生保大学課程試験への取組みを行い、より幅の広い知識、販売技術の習得を目指すよう指導しております。

(3) 当社独自研修

① セールス基礎コース 基礎知識編

生命保険の必要性、生命保険の現状、代理店の責務と正しい募集活動、フコクしんらい生命商品、主契約と特約、生命保険の基本型、保険設計書の作成、保険申込書の機械作成、新契約事務、診査、保全の知識、事例研究、意見・情報交換、ケーススタディ、対策検討、コンプライアンス、事業ビジョン、ビジョン達成のためのアクションプラン

② セールス基礎コース 販売スキル編

購買心理とセールスプロセス、販売プロセスの概況、アプローチの仕方、アプローチ話法、プレゼンの仕方、クロージングと紹介セールス

③ ステップアップコース 法人編

法人と生命保険の必要性、法人マーケットの現状、法人の生命保険ニーズ、法人向け保険の概況、法人加入状況、アプローチ、アプローチロープレ、アプローチ話法、税務の基礎知識、プレゼンの仕方、提案の仕方、提案書作成実務、コンプライアンス

Ⅳ－ 7 新規開発商品の状況

当社では、平成8年10月の開業当時から、お客さまの多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客さまによりフィットした自由な商品設計をご提供できるよう努力してまいりました。

- ① 企業・団体の弔慰金・死亡退職金等の裏付けとして、福利厚生制度の充実にお役だていただくための総合福祉団体定期保険（平成8年12月）
- ② 期間の経過とともに責任が増加するというお客さまのために、保険料が一定で保障額が逡増していく逡増定期保険（平成9年10月）
- ③ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援する5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険と無配当低解約返戻金型終身保険（平成12年5月）
- ④ 病気やケガで入院したとき、入院日数に応じて給付金を支払う無配当医療保険（平成13年1月）
- ⑤ 申込に際して告知、診査を不要とした低解約返戻金型終身保険（無選択型）（平成15年12月）
- ⑥ 保障を月額で考え、合理的な保障内容をご提供する収入保障保険（平成16年9月）
- ⑦ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型長期定期保険（平成17年7月）
- ⑧ 金融機関による窓口販売商品として、加入時に定めた年金額を年金支払日に支払うほか、年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は死亡給付金（不慮の事故等で死亡した場合は災害死亡給付金として死亡給付金の1.1倍）を支払う3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険（平成20年4月）

Ⅳ－８ 保険商品一覧

(1) 個人向け商品〔主契約〕

名称（保険種類）	特 徴
<p style="text-align: center;">終身保険</p> <p style="text-align: center;">5年ごと利差配当付 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯にわたって保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は生涯にわたって続きます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を付加し、ライフプランにあわせて、お客さまだけの保障プランを設計できます。 3. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 4. 配当金の可能性があります 契約者配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。
<p style="text-align: center;">無配当 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯にわたって保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は生涯にわたって続きます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を付加し、ライフプランにあわせて、お客さまだけの保障プランを設計できます。 3. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。
<p style="text-align: center;">5年ごと利差配当付 低解約返戻金型 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料が割安です 低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 2. ご契約が長期間になれば有利になります 低解約返戻金期間（保険料払込期間）満了後の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金と同額となりますので、保険料が割安である分、「5年ごと利差配当付終身保険」よりも有利になります。 3. 生涯にわたって保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は生涯にわたって続きます。 4. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を付加し、ライフプランにあわせて、お客さまだけの保障プランを設計できます。 5. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます。 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 6. 配当金の可能性があります 契約者配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。
<p style="text-align: center;">無配当 低解約返戻金型 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料が割安です 低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、「無配当終身保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 2. ご契約が長期間になれば有利になります 低解約返戻金期間（保険料払込期間）満了後の解約返戻金は、「無配当終身保険」の解約返戻金と同額となりますので、保険料が割安である分、「無配当終身保険」よりも有利になります。 3. 生涯にわたって保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は生涯にわたって続きます。 4. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を付加し、ライフプランにあわせて、お客さまだけの保障プランを設計できます。 5. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます。 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。

Ⅳ 直近事業年度における事業の概況

名称（保険種類）	特 徴
<p style="text-align: center;">終身保険</p> <p style="text-align: center;">無配当 長寿祝金支払特則付 低解約返戻金型 終身保険 (無選択型)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 満60歳から満80歳の方なら簡単に入れます 高齢で保険加入をあきらめていた方でも、ご契約いただけます。(契約日から2年以内に疾病により死亡されたときは、既払込保険料相当額の死亡給付金をお支払いします。) 2. 医師の診査・告知は不要です 健康状態に関する医師の診査や告知は行いません。また、職業の告知も求めません。 3. 長寿の節目に祝金 死亡保障だけでなく、長寿のお祝いの時期(70歳・77歳・88歳)には保険金額の10%に相当する額の長寿祝金が受け取れます。(契約時の年齢によっては受け取れない場合があります。) 4. 低解約返戻金型 終身にわたって解約返戻金を低く設定することにより、その分保険料が割安となるよう設計されています。
<p style="text-align: center;">定期保険</p> <p style="text-align: center;">無配当 定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 掛け捨てタイプだから小さな負担で大きな保障 万一のときの保障だけを追求した掛け捨てタイプ。一定期間の確実な保障を無理のないご負担で得られます。(満期保険金はありません。) 2. ご契約は自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、ご契約を自動的に更新できます。 3. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を組み合わせることにより、お客さまだけの保障プランを設計することができます。
<p style="text-align: center;">無配当 低解約返戻金型 長期定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料が割安です 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、「無配当定期保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 2. 安心の長期保障 保険期間中、長期にわたり死亡・高度障害保障が続きます。 3. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を組み合わせることにより、お客さまだけの保障プランを設計することができます。
<p style="text-align: center;">無配当 収入保障保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎月の生活費の保障が確保できます 被保険者が死亡や高度障害になった場合、年金(遺族年金・高度障害年金)を年金支払満了日まで毎月お支払いします。 2. 年金の受取期間は任意で設定可能です 年金支払満了日はお受取人の都合にあわせて保険期間満了日と同一、またはそれ以降、所定の範囲内で任意に設定することができます。 3. 満了時に満期給付金をお支払いします 「満期給付金支払特則」を付加した場合、年金の支払事由に該当することなく、保険期間満了時に生存しているときに満期給付金をお支払いします。 4. 年金のお受取方法が選べます 年金の受取にかえて、年金の全部または一部の未支払分の現価を一時にお受取りいただくことができます。また、年金のすえ置支払を選択することができます。 5. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を組み合わせることにより、お客さまだけの保障プランを設計することができます。
<p style="text-align: center;">無配当 逓増定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料は一定のまま、保障は毎年増額します 保険期間中保険料は一定のままですが、保障は一定の割合で毎年増え続けます。(満期保険金はありません。) 2. 保険金額が増える割合の違いで2タイプあります 10%単利型(I型)…保険金額が毎年10%単利で増加します。 5%複利型(II型)…保険金額が毎年5%複利で増加します。 (いずれの型も、保険金額はご契約時の基本保険金額の5倍を限度に増加し、以後定額となります。) 3. ご契約の自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、無配当定期保険として自動的に更新できます。

名称（保険種類）	特 徴
<p style="text-align: center;">養老保険</p> <p style="text-align: center;">5年ごと利差配当付 養老保険</p>	<p>1. 保障と貯蓄のダブル機能 万一のときは死亡・高度障害保険金をお支払いし、無事に満期を迎えられたときは満期保険金をお支払いします。保障を確保しながら計画的に資金づくりができます。</p> <p>2. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を組み合わせることにより、お客さまだけの保障プランを設計することができます。</p> <p>3. 配当金の可能性があります 契約者配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。</p>
<p style="text-align: center;">無配当 養老保険</p>	<p>1. 保障と貯蓄のダブル機能 万一のときは死亡・高度障害保険金をお支払いし、無事に満期を迎えられたときは満期保険金をお支払いします。保障を確保しながら計画的に資金づくりができます。</p> <p>2. オーダーメイドで保障プランを設計できます さまざまな特約を組み合わせることにより、お客さまだけの保障プランを設計することができます。</p>
<p style="text-align: center;">個人年金保険</p> <p style="text-align: center;">5年ごと利差配当付 個人年金保険</p>	<p>1. 年金の受取方法は、確定年金と10年保証期間付終身年金の2タイプ 確定年金 5年、10年、15年の期間、年金をお支払いするものです。被保険者が年金支払期間中に死亡した場合には、遺族に未払年金の現価を一括してお支払いします。あらかじめ年金受取期間が定められているため、終身年金より保険料は安くなります。</p> <p>10年保証期間付年金を毎年終身にわたりお支払いするもので、被保険者が死亡した時点で年金支払が終了します。ただし、年金支払開始日以後10年以内（定額型）に被保険者が死亡した場合には、残余保証期間中の未払年金の現価を一括してお支払いします。また、年金の型は、毎年の年金額が一定の定額型と毎年の年金額が増える逓増型があります。</p> <p>2. 生存保障重点型年金です 上記2タイプとも年金支払開始日前の死亡保障を抑えることにより年金額を多くするように設計してあります。</p>
<p style="text-align: center;">3年ごと利差配当付 災害死亡給付金付 個人年金保険</p>	<p>1. 年金の受取方法は、5年または10年確定年金の2タイプ 年金額が一定の定額型で支払期間5年または10年の2タイプがあります。</p> <p>2. 万一のときは、死亡給付金が支払われます 年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡されたときは、死亡給付金の1.1倍の災害死亡給付金をお支払いします。</p> <p>3. 一時払型と積立型があります お客さまのニーズにあわせて、保険料の払込方法として契約時に一時にお払い込みいただく「一時払型」、毎月お払い込みいただく「積立型」の中からお選びいただけます。</p>
<p style="text-align: center;">こども保険</p> <p style="text-align: center;">5年ごと利差配当付 こども保険</p>	<p>1. お子さまのご成長にあわせて、祝金をお受け取りできます お子さまが小学校、中学校、高校、大学に入学のときに祝金がお受け取りになれますので、お子さまの教育資金づくりをサポートできます。（ご契約時のお子さまの年齢が4歳～9歳の場合は、祝金の受け取りは中学校入学からとなります。）</p> <p>2. ご契約者が万一のときには、養育年金をお支払いします ご契約者が死亡・高度障害のとき、養育年金が満期までお受け取りになれます。また、この場合、それ以降の保険料のお払込みが免除されます。</p> <p>3. 安心の医療保障 こども医療特約を付加されますと、お子さまの病気・災害などの保障の幅が広がります。</p>

名称（保険種類）	特 徴
<p style="text-align: center;">疾病・医療保険</p> <p style="text-align: center;">5年ごと利差配当付 特定疾病保障 終身保険</p>	<p>所定の悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障および死亡保障を生涯にわたって確保できます</p> <p>所定の悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になられた場合、特定疾病保険金をお支払いします。保障期間は生涯にわたって続きます。</p> <p>※ 1. 死亡・高度障害のときは死亡・高度障害保険金をお支払いします。ただし、特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、死亡・高度障害保険金は支払われません。</p> <p>※ 2. 責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特定疾病保険金のお支払はいたしません。また、責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患しても、特定疾病保険金のお支払はいたしません。</p>
<p style="text-align: center;">無配当 特定疾病保障 定期保険</p>	<p>1. 所定の悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障および死亡保障を一定期間確保できます</p> <p>所定の悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になられた場合、特定疾病保険金をお支払いします。</p> <p>※ 1. 死亡・高度障害のときは死亡・高度障害保険金をお支払いします。ただし、特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、死亡・高度障害保険金は支払われません。</p> <p>※ 2. 責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特定疾病保険金のお支払はいたしません。また、責任開始期（または復活日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患しても、特定疾病保険金のお支払はいたしません。</p> <p>2. ご契約の自動更新ができます</p> <p>保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、ご契約を自動更新できます。</p>
<p style="text-align: center;">無配当 医療保険</p>	<p>1. 病気、災害による入院や所定の手術に対して保障します</p> <p>病気や災害（不慮の事故）により2日以上継続して入院されたときには入院給付金を、所定の手術を受けられたときには手術給付金をお支払いします。</p> <p>2. 1泊2日の短期入院から最長1095日までの長期入院も保障します</p> <p>1泊2日以上入院なら、1日目から保障します。</p> <p>また、1095日型をお選びいただきますと、1回の入院につき、最高1095日まで保障しますので長期入院でも安心です。</p> <p>1095日型以外に120日型または60日型をお選びいただくこともできます。</p> <p>3. 終身保障タイプと定期保障タイプがあります</p> <p>生涯にわたって医療保障が続けられる終身保障タイプと、一定期間の医療保障を得ることができる定期保障タイプをご用意しており、ライフプランに応じてお選びいただけます。</p> <p>4. 死亡保障を省いた分、保険料が割安です</p> <p>医療保障だけほしいというニーズにお応えして、死亡保障をなくしました。（死亡保障をお求めの場合は特約を付加して下さい。）</p> <p>※主たる被保険者（本人）が死亡されたときご契約は消滅します。そのときの解約返戻金はありません。</p> <p>5. 保険料の割安な解約返戻金なしタイプもございます</p> <p>解約返戻金のある標準タイプに加え、保険料の割安な解約返戻金なしタイプもご選択いただけます。</p> <p>6. ご家族に保障を広げることができるように、本人型のほか3つの型があります</p> <p>●本人・配偶者型 ●本人・子型 ●本人・配偶者・子型（配偶者・こどもの入院給付金額は本人の60%）</p>

(2) 個人向け商品〔特約〕

⑧ 特約によっては、保険種類やご契約内容等により付加できない場合があります。

① 死亡・高度障害の保障を大きくするための特約

利用目的	特約名	内 容
主契約の被保険者の死亡・高度障害の保障を大きくします。	平準定期保険特約	特約の保険期間中に被保険者が死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。保険期間中、保険金額は一定です。
	逓減定期保険特約	特約の保険期間中に被保険者が死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。保険金額は、1年ごとに逓減します。最終保険金額割合（初年度の保険金額に対する最終保険年度の保険金額の割合）は、所定の範囲内で60%、40%、20%の中から選択できます。
	収入保障特約	被保険者が死亡・高度障害になられたとき以降、特約の保険期間の終期まで毎月年金をお支払いします。最低支払保証期間（支払事由に該当した時期にかかわらず年金のお支払を保証する期間）は、所定の範囲内で1年、2年、5年、10年の中から選択できます。
主契約の保障内容にがん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障を付加します。	特定疾病保障定期保険特約	所定の悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になられた場合、特定疾病保険金をお支払いします。また、死亡・高度障害のときは死亡・高度障害保険金をお支払いします。ただし、特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、死亡・高度障害保険金は支払われません。 ※責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物（がん）に罹患しても特定疾病保険金のお支払はいたしません。また、責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患しても、特定疾病保険金のお支払はいたしません。

② 災害や疾病の保障を追加するための特約

利用目的	特約名	内 容
災害による死亡・高度障害の保障を大きくします。	災害割増特約	災害（不慮の事故）で180日以内に死亡・高度障害になられたとき、または所定の感染症により死亡・高度障害になられたとき、保険金をお支払いします。
災害による死亡・身体障害の保障を大きくします。	傷害特約	災害（不慮の事故）で180日以内に死亡した場合、または所定の感染症により死亡した場合には災害死亡保険金を、また、災害（不慮の事故）によって180日以内に身体に所定の障害を受けた場合には、所定の障害給付金（障害の程度に応じて災害死亡保険金の1割～10割に相当する額）をお支払いします。 ご家族にも保障を広げることができるように、本人型のほか3つの型があります。（配偶者・子どもの保険金額は本人の60%） ● 本人・配偶者型 ● 本人・子型 ● 本人・配偶者・子型（配偶者と子どもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満の子どもで、子どもは契約後に生まれる子どもも含めて何人でも保障します。）

Ⅳ 直近事業年度における事業の概況

利用目的	特約名	内 容
災害による入院の保障を付加します。	災害入院特約	<p>災害（不慮の事故）により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように、本人型のほか3つの型があります。（配偶者・こどもの入院給付金日額は本人の60%）</p> <p>● 入院給付金：不慮の事故で、事故の日から180日以内に5日以上継続して入院されたときにお支払いします。1事故による入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額× （入院日数－入院開始日から4日）</p> <p>※疾病入院特約とあわせて付加していただきます。</p>
病気による入院の保障を付加します。病気・災害による手術も保障します。	疾病入院特約	<p>病気により入院したとき、または所定の手術を受けたとき、入院給付金・手術給付金をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように、本人型のほか3つの型があります。（配偶者・こどもの入院給付金日額は本人の60%）</p> <p>● 入院給付金：疾病で5日以上継続して入院されたときにお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額× （入院日数－入院開始日から4日）</p> <p>● 手術給付金：疾病または災害（不慮の事故）による傷害で所定の手術を受けられたときにお支払いします。手術給付金は手術の都度何回でもお支払いします。 支払金額＝入院給付金日額×手術の種類に応じた所定の倍率（10倍・20倍・40倍）</p> <p>※災害入院特約とあわせて付加していただきます。</p>
災害により入院された後の自宅療養期間（通院）に対する保障を付加します。	災害退院後療養特約	<p>災害入院特約の入院給付金の支払われる日数が20日以上入院をされた後、退院されたときに災害療養給付金（災害入院特約の入院給付金日額の10倍に相当する額）をお支払いします。災害入院特約と同様、配偶者・こどもを被保険者に加えることができます。（配偶者・こどもの療養給付金額は本人の60%）</p> <p>※災害入院特約、疾病入院特約、疾病退院後療養特約とあわせて付加していただきます。</p>
病気により入院された後の自宅療養期間（通院）に対する保障を付加します。	疾病退院後療養特約	<p>疾病入院特約の入院給付金の支払われる日数が20日以上入院をされた後、退院されたときに疾病療養給付金（疾病入院特約の入院給付金日額の10倍に相当する額）をお支払いします。疾病入院特約と同様、配偶者・こどもを被保険者に加えることができます。（配偶者・こどもの療養給付金額は本人の60%）</p> <p>※災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約とあわせて付加していただきます。</p>
成人病による入院の際の保障を付加します。	成人病保障特約	<p>5大成人病（がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。</p> <p>● 入院給付金：5大成人病で5日以上継続して入院されたときにお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額×（入院日数－入院開始日から4日）</p> <p>※災害入院特約、疾病入院特約とあわせて付加していただきます。</p>

Ⅳ 直近事業年度における事業の概況

利用目的	特約名	内 容
女性特有の疾病や成人病による入院の際の保障を付加します。	女性医療特約	女性特有の疾病や成人病（がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・甲状腺障害・造血器の障害等）により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。 ● 入院給付金：上記の疾患で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額×（入院日数－入院開始日から4日） ※災害入院特約、疾病入院特約とあわせて付加していただきます。
お子さまが入院されたときの保障を付加します。病気、災害による手術も保障します。	子ども医療特約	お子さまが災害（不慮の事故）や病気により入院されたとき、または所定の手術を受けられたとき、入院給付金・手術給付金をお支払いします。 ● 入院給付金：不慮の事故や疾病で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日、保険期間中の総支払限度日数は730日です。 支払金額＝入院給付金日額×（入院日数－入院開始日から4日） ● 手術給付金：不慮の事故や疾病で所定の手術を受けられたときお支払いします。手術給付金は手術の都度何回でもお支払いします。 支払金額＝入院給付金日額×手術の種類に応じた所定の倍率（10倍・20倍・40倍） ※5年ごと利差配当付子ども保険に付加する特約です。

③ご家族の死亡・高度障害保障のための特約

利用目的	特約名	内 容
主契約の被保険者の配偶者に死亡・高度障害の保障を付加します。	配偶者定期保険特約	主契約の被保険者の配偶者の方が特約の保険期間中に死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。
主契約の被保険者のお子さまに死亡・高度障害の保障を付加します。	子ども定期保険特約	主契約の被保険者のお子さまが特約の保険期間中に死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。

④死亡・高度障害保障を他の保障に移行させるための特約

利用目的	特約名	内 容
終身保険の死亡・高度障害保障を年金支払に移行する場合に付加します。	5年ごと利差配当付年金支払移行特約	付加できる主契約は、5年ごと利差配当付終身保険、無配当終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険、無配当低解約返戻金型終身保険です。主契約の保険料払込終了後、契約日から一定期間経過後および移行日の年齢の条件を満たす場合に付加できます。死亡・高度障害保障の一部を年金支払に変更することも可能です。
終身保険の死亡・高度障害保障を介護保障に移行する場合に付加します。	5年ごと利差配当付介護保障移行特約	付加できる主契約は、5年ごと利差配当付終身保険、無配当終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険、無配当低解約返戻金型終身保険です。主契約の保険料払込終了後、契約日から一定期間経過後および移行日の年齢の条件を満たす場合に付加できます。死亡・高度障害保障の一部を介護保障に変更することも可能です。

Ⅳ 直近事業年度における事業の概況

⑤生存中に保険金を受け取れるようにするための特約

利用目的	特約名	内 容
被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、保険金の一部または全部をお支払いします。	リビング・ニーズ特約	この特約を付加した場合、被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、請求により死亡保険金の一部または全部(3,000万円限度。ただし6か月分の利息と保険料相当額を差し引きます。)を特定状態保険金として生前給付します。 ※主契約または特約が更新する場合を除き、主契約または特約の保険期間満了前1年以内はお取扱できません。また、被保険者ご自身が保険金を請求できない特別の事情がある場合のため指定代理人請求制度があります。

(3) 医療保険専用の特約

注 特約によっては、ご契約内容等により付加できない場合があります。

利用目的	特約名	内 容
退院された後の自宅療養期間に対する保障を付加します。	退院後療養特約	医療保険(主契約)の疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたときに退院療養給付金(基本退院療養給付金額の10倍に相当する金額)をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように、本人型のほか3つの型があります。(配偶者・こどもの給付金額は本人の60%) ●本人・配偶者型 ●本人・子型 ●本人・配偶者・子型 (配偶者とこどもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満のこどもで、こどもは契約後に生まれるこどもも含めて何人でも保障します。)
がんに対する保障を大きくします。	がん入院特約	医療保険(主契約)の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めてがんと診断確定され、そのがんにより入院されたとき、がん入院給付金をお支払いします。 ・がん入院給付金：がんにより2日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払い日数の限度は60日・120日・1095日の中から選択いただけます。(総支払限度日数はいずれの場合も1095日) 支払金額=入院給付金日額×入院日数 ご家族にも保障を広げることができるように、本人型のほか3つの型があります。(配偶者・こどもの給付金額は本人の60%) ●本人・配偶者型 ●本人・子型 ●本人・配偶者・子型 (配偶者とこどもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満のこどもで、こどもは契約後に生まれるこどもも含めて何人でも保障します。)
	がん診断給付金特約	主たる被保険者(本人)が医療保険(主契約)の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めてがん(上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます)と診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。がん診断給付金のお支払は1回のみとします。
一定の死亡・高度障害保障を付加します。	終身保険特約	主たる被保険者(本人)が死亡・高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。
	定期保険特約	特約の保険期間中に、主たる被保険者(本人)が死亡・高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。
無事故の場合の祝金として	無事故給付金特約	主契約の主たる被保険者(本人)に対する給付金のお支払いがなく、かつ、特約の保険期間(5年間)の満了時に生存されている場合に、無事故給付金をお支払いします。

上記の説明内容は個人向け商品(主契約・特約)の概要をご説明したものです。給付内容等の詳細につきましては、「商品パンフレット」「ご契約の概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。当社までお問い合わせください。

(4) 企業・団体向け商品

総合福祉団体定期保険

団体（会社・協同組合等）の定める福利厚生規程（弔慰金・死亡退職金規程等）の円滑な運営とともに、所属員の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

団体定期保険（Bグループ保険）

団体の所属員を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

また、特約を付加することにより所属員のお子さまも被保険者になれます。

団体信用生命保険

賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

消費者信用団体生命保険

銀行、信販会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とし、その信用供与機関等と一定の利用限度額の範囲で繰り返し消費者信用の供与を受ける契約（リボルビングローン契約）を締結している消費者を被保険者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわってその時点の債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

Ⅳ－9 情報システムに関する状況

情報システムにつきましては、アウトソーシング方式により基幹システムを運営しております。これにより、安全、正確、迅速なご契約管理とお客さまへのサービスを支えるシステム構築を推進してまいりました。

富国生命保険相互会社のオンラインネットワークを通じて、全国の富国生命支社向けに、金融機関窓口販売契約における新契約や保全関係の諸帳票を配信するためのシステム基盤を構築しました。また、代理店向けオンラインシステムにつきましては、従来のサービス（KITねっと）は一般代理店向けとして特化させ、金融機関代理店向けとして富国生命の代理店オンラインシステム（えふなび）を共同利用する仕組みを構築し、富国生命と同等のサービスを提供できるようにしました。

商品開発面におきましては、平成20年4月からの金融機関窓口販売向けの商品をご提供するシステムを開発いたしました。

Ⅳ－10 保険金・給付金等の支払状況に関する調査結果

当社では、平成19年2月1日付けの金融庁から報告徴求に基づき、平成13年度から平成17年度までの5年間に保険金・給付金等（以下保険金等といいます。）をお支払いしたご契約について、追加的なお支払いを要するものがないかの調査の概要について下記のとおりご報告申し上げます。調査の結果、保険金・給付金でお支払いすべきことが判明したお客さまに、全てお支払いを完了しております。また、失効返戻金につきましても同様に対象となるお客さまを全て確定し、十分にご案内を申し上げ、ご請求いただいたお客さま全てのお支払いを完了している状況です。

この調査の結果を重く受け止め、保険金等のお支払いは、生命保険事業の最も重要な機能であるとの認識に立ち、今後再発防止に向けた保険金・給付金等のお支払いが適切に行えるようコンプライアンス・リスク統轄部内に支払監査室を新設し、別組織によるチェック機能の強化をはじめとした各種施策に徹底して取り組み、お客さまからの信頼回復に努めてまいります。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

調査結果概要

調査の結果、追加で保険金等をお支払いすることが確定したものは、1,462件【17,848千円】となりました。

主な発生原因

今回の事案の発生原因の主なものは、下記のとおりであると考えております。

- 1) 保険金支払部門の支払査定プロセスの検証機能が十分ではなかったこと
- 2) 請求案内漏れはないかという視点での検証が十分でなかったこと

主な再発防止策

1) 保険金・給付金等

- ・ 保険金、給付金支払部門の態勢を強化いたしました。
- ・ 支払漏れ防止及び支払適正性のチェックに伴う事務手続きを強化、改善いたしました。
- ・ 支払漏れ防止のための保険金等支払管理システムのチェック機能を強化いたしました。
- ・ 支払処理後の再検証を強化いたしました。

2) 満期・解約等各種返戻金、遅延利息

- ・ 計算基準日の入力チェック項目を追加いたしました。

3) 失効返戻金

- ・ 代理店による失効時のご契約者への対応（ご案内とご意思の確認）を徹底いたします。
- ・ ご契約者への失効のご案内（解約請求書および返信封筒）を2回から4回へ改めました。
- ・ 住所不明契約の早期解消に努めてまいります。

追加でお支払いすることが確定した保険金等の件数と金額

（単位：件、千円）

区分	保険金				給付金						保険金+給付金合計①	返戻金その他②	合計①+②
	死亡	障害	特定疾病	計	死亡	入院	手術	障害	その他	計			
件数	0	0	2	2	0	30	29	0	31	90	92	1,370	1,462
金額	0	0	4,000	4,000	0	1,692	2,185	0	1,870	5,747	9,747	8,101	17,848

Ⅳ－11 保険金・給付金のお支払状況について

平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）の間に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金16,235件・給付金3,631件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断したご契約は、保険金12件、給付金128件でした。

■お支払いに該当しないと判断したご契約件数（平成19年度） （ご参考 平成18年度）

区 分	平成19年度			平成18年度		
	保険金	給付金	合 計	保険金	給付金	合 計
詐欺による無効	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0	0	0	0
告知義務違反による解除	0	7	7	5	14	19
重大事由による解除	0	0	0	0	0	0
免責事由に該当	5	0	5	1	4	5
支払事由に非該当	7	121	128	40	190	230
その他	0	0	0	1	0	1
不払件数合計	12	128	140	47	208	255
【ご参考】お支払件数	16,235	3,631	19,866	16,314	3,933	20,247

注：上記実績はご請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご請求内容によっては、1契約で複数の件数を集計する場合があります。

■用語のご説明

詐欺による無効	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活）された場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活）した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」（免責事由）に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当してもこれをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

Ⅳ－12 社会貢献活動の概況

当社では、平成20年1月末までは共栄火災グループの一員として様々な社会貢献活動に参加してまいりました。同年2月以降は富国生命グループとして、新たな社会貢献にも取り組んでまいります。

(1) 森林保全活動

- ① 「共栄火災エコの森友の会」に参加し、全国の国有林への植樹活動を行いました。静岡県裾野市の愛鷹山をはじめ4箇所「共栄火災エコの森」を開設いたしております。
- ② 「フコク生命(いのち)の森プロジェクト」に参加し、静岡県伊東市宇佐美緑地の保全活動を行っております。このプロジェクトでは、CO₂吸着の少ない竹林の整備等を通して、CO₂吸着に有効な広葉樹林の保全を目的としております。

(2) チャリティ活動等

- ① 共栄火災グループで実施している「クリスマスチャリティー」と「義理チョコあげたつもり・もらったつもりーバレンタインチャリティ募金」に参加いたしております。平成19年度は共栄火災グループ全体で、「バレンタインチャリティ募金」では約226万円をマザーランド・アカデミーへ寄付いたしました。また、「クリスマスチャリティー」では8,000点あまりの衣料品や医薬品などを寄贈し、西アフリカ マリ共和国の難民キャンプに送られました。
- ② 富国生命グループで実施している「ペットボトルキャップ回収運動」に参加しています。回収したペットボトルキャップは、「ペットボトル回収ボランティア」を通じてリサイクルメーカーに売却され、その代金を「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JVC)」へ寄付し、ポリオワクチンなどを必要としている世界の子供たちへワクチンを届ける活動の手助けとなっています。

V 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
経 常 収 益	15,723	16,971	21,013	23,875	17,289
経 常 利 益	328	670	634	1,000	2,055
基 礎 利 益	296	732	717	1,064	1,903
当 期 純 利 益	29	42	1	340	554
資 本 金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式の総数	200 千株	200 千株	200 千株	200 千株	200 千株
総 資 産	45,387	53,326	64,400	77,048	81,897
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	35,658	43,072	54,009	66,092	70,691
貸 付 金 残 高	1,218	1,460	1,601	1,801	2,040
有 価 証 券 残 高	39,824	47,327	58,259	69,646	74,549
ソルベンシー・マージン比率	2,126.5%	2,426.5%	2,362.0%	2,386.3%	2,604.8%
従 業 員 数	59 名	64 名	62 名	62 名	104 名
保 有 契 約 高	1,070,753	1,134,962	1,279,060	1,411,994	1,183,143

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

Ⅵ-1 貸借対照表

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成18年度末	平成19年度末	年 度 科 目	平成18年度末	平成19年度末
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	3,751	2,966	保険契約準備金	67,576	72,029
預 貯 金	3,751	2,966	支 払 備 金	717	657
有 価 証 券	69,646	74,549	責 任 準 備 金	66,092	70,691
国 債	41,518	43,730	契約者配当準備金	766	680
社 債	23,621	27,184	代 理 店 借	62	49
株 式	2,627	2,114	再 保 険 借	13	36
外 国 証 券	507	177	そ の 他 負 債	491	611
そ の 他 の 証 券	1,372	1,343	未 払 法 人 税 等	260	208
貸 付 金	1,801	2,040	未 払 金	16	113
保 険 約 款 貸 付	1,801	2,040	未 払 費 用	156	264
有 形 固 定 資 産	15	92	預 り 金	1	2
建 物	—	36	仮 受 金	57	23
その他の有形固定資産	15	56	退 職 給 付 引 当 金	0	0
無 形 固 定 資 産	162	302	特 別 法 上 の 準 備 金	92	110
ソ フ ト ウ ェ ア	158	297	価 格 変 動 準 備 金	92	110
その他の無形固定資産	4	4			
代 理 店 貸	2	1	負 債 の 部 合 計	68,238	72,835
再 保 険 貸	20	2	(純資産の部)		
そ の 他 資 産	1,404	1,459	資 本 金	10,000	10,000
未 収 金	1,144	1,064	利 益 剰 余 金	△ 1,910	△ 1,355
前 払 費 用	6	14	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 1,910	△ 1,355
未 収 収 益	239	274	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,910	△ 1,355
預 託 金	0	91	株 主 資 本 合 計	8,089	8,644
仮 払 金	12	15	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	720	417
そ の 他 の 資 産	0	—	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	720	417
繰 延 税 金 資 産	244	481	純 資 産 の 部 合 計	8,810	9,061
貸 倒 引 当 金	△ 1	—	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	77,048	81,897
資 産 の 部 合 計	77,048	81,897			

(平成 18 年度の注記事項)	(平成 19 年度の注記事項)
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行うこととしております。</p> <p>(6) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(8) その他採用した重要な会計方針</p> <p>① 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産に係わる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>② 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式又は平準純保険料式により計算しております。 なお、上記の方法により算出された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け2.032百万円を計上しております。</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 定額法によっております。 ・建物以外 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」及び「定額法」によっております。これによる経常利益への影響額は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる経常利益への影響額は軽微であります。</p> <p>(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行うこととしております。なお、当年度末残高はありません。</p> <p>(6) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(8) その他採用した重要な会計方針</p> <p>① 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産に係わる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>② 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） 2. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

Ⅵ 財産の状況

<p>この結果、保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率は当期末100.0%になっております。</p> <p>③ ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。</p> <p>2. 会計方針の変更 (1) 当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、8,810百万円であります。 (2) 会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)の施行に伴い、前年度において「価格変動準備金」と掲記されていたものは、当年度から「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。 (3) 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。 ① 前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。 ② 前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、161百万円であります。 ③ 前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額は、60百万円であります。</p> <p>4. 関係会社に対する、金銭債務の総額は、56百万円であります。なお、金銭債権の残高はございません。</p> <p>5. 繰延税金資産の総額は、654百万円、繰延税金負債の総額は、408百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、0百万円であります。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金509百万円、無形固定資産の償却超過額59百万円、価格変動準備金33百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額408百万円であります。</p> <p>6. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>イ. 前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">528百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 当年度の契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">493百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">730百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">766百万円</td> </tr> </table> <p>7. 担保に供されている資産の額は、有価証券95百万円であります。</p> <p>8. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、95百万円であります。 なお、同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金(以下「出再支払準備金」という。)の金額は該当ありません。</p> <p>9. 1株当たりの純資産額は44,051円20銭であります。</p> <p>10. 外貨建資産の額は、0百万円であります。(外貨建 0百万米ドル)</p> <p>11. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は5百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>12. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、209百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>13. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。</p>	イ. 前年度末現在高	528百万円	ロ. 当年度の契約者配当金支払額	493百万円	ハ. 利息による増加等	0百万円	ニ. 契約者配当準備金繰入額	730百万円	ホ. 当年度末現在高	766百万円	<p>③ ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、47百万円であります。</p> <p>3. 関係会社に対する、金銭債権の総額は、0百万円、金銭債務の総額は、132百万円であります。</p> <p>4. 繰延税金資産の総額は、718百万円、繰延税金負債の総額は、236百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、0百万円であります。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金467百万円、無形固定資産の償却超過額175百万円、価格変動準備金39百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額236百万円であります。 当年度における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は35.2%でありその差異は軽微であります。</p> <p>5. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>イ. 前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">766百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 当年度の契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">644百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">557百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">680百万円</td> </tr> </table> <p>6. 担保に供されている資産の額は、有価証券77百万円であります。</p> <p>7. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金(以下「出再支払準備金」という。)の金額は30百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、102百万円であります。</p> <p>8. 1株当たりの純資産額は 45,309円02銭であります。</p> <p>9. 外貨建資産の額は、0百万円であります。(外貨額 0百万米ドル)</p> <p>10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、225百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>11. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。</p>	イ. 前年度末現在高	766百万円	ロ. 当年度の契約者配当金支払額	644百万円	ハ. 利息による増加等	0百万円	ニ. 契約者配当準備金繰入額	557百万円	ホ. 当年度末現在高	680百万円
イ. 前年度末現在高	528百万円																				
ロ. 当年度の契約者配当金支払額	493百万円																				
ハ. 利息による増加等	0百万円																				
ニ. 契約者配当準備金繰入額	730百万円																				
ホ. 当年度末現在高	766百万円																				
イ. 前年度末現在高	766百万円																				
ロ. 当年度の契約者配当金支払額	644百万円																				
ハ. 利息による増加等	0百万円																				
ニ. 契約者配当準備金繰入額	557百万円																				
ホ. 当年度末現在高	680百万円																				

Ⅵ-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成18年度	平成19年度
		金 額	金 額
経 常 収 益		23,875	17,289
保 険 料 等 収 入		22,201	15,471
保 険 料		22,072	15,406
再 保 険 収 入		129	64
資 産 運 用 収 益		1,518	1,657
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		1,271	1,464
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金		1,214	1,398
貸 付 金 利 息		56	66
そ の 他 利 息 配 当 金		0	0
有 価 証 券 売 却 益		246	192
そ の 他 経 常 収 益		155	160
年 金 特 約 取 扱 受 入 金		14	4
保 険 金 据 置 受 入 金		140	95
支 払 備 金 戻 入 額		—	60
そ の 他 の 経 常 収 益		0	0
経 常 費 用		22,875	15,233
保 険 金 等 支 払 金		7,054	7,374
保 険 金		2,936	3,033
年 金		71	98
給 付 金		849	715
解 約 返 戻 金		2,904	3,243
そ の 他 返 戻 金		69	49
再 保 険 料		222	233
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		12,186	4,599
支 払 備 金 繰 入 額		103	—
責 任 準 備 金 繰 入 額		12,083	4,598
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		0	0
資 産 運 用 費 用		213	185
支 払 利 息		0	0
有 価 証 券 売 却 損		112	100
金 融 派 生 商 品 費 用		98	83
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		1	—
そ の 他 運 用 費 用		0	0
事 業 費		3,138	2,860
そ の 他 経 常 費 用		282	214
保 険 金 据 置 支 払 金		118	80
税		78	61
減 価 償 却 費		72	71
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額		0	—
そ の 他 の 経 常 費 用		13	0
経 常 利 益		1,000	2,055
特 別 利 益		—	0
そ の 他 特 別 利 益		—	0
特 別 損 失		17	642
事 業 再 編 費 用		—	622
固 定 資 産 等 処 分 損		0	2
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		16	17
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		16	17
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		730	557
税 引 前 当 期 純 利 益		252	856
法 人 税 及 び 住 民 税		357	366
法 人 税 等 調 整 額		△ 445	△ 65
当 期 純 利 益		340	554

(平成 18 年度の注記事項)	(平成 19 年度の注記事項)
<p>1. 会計方針の変更 (1) 会社計算規則(平成 18 年 2 月 7 日 法務省令第 13 号)の施行に伴い、前年度において「価格変動準備金繰入額」と掲記されていたものは、当年度から「特別法上の準備金繰入額」の内訳として表示しております。 (2) 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>① 前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分損」は、当年度から「固定資産等処分損」として表示しております。</p> <p>② 当年度から損益計算書の末尾を当期純利益としております。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は 63 百万円、費用の総額は 677 百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 239 百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 110 百万円であります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額は 3 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は 5 百万円であります。</p> <p>6. 1 株当たりの当期純利益は、1,700 円 64 銭であります。</p> <p>7. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は 64 百万円、費用の総額は 447 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 191 百万円、株式等 1 百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 21 百万円、株式等 78 百万円であります。</p> <p>4. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額は 30 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は 6 百万円であります。</p> <p>5. 1 株当たりの当期純利益は、2,772 円 34 銭であります。</p> <p>6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

Ⅵ-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 18 年度	平成 19 年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	252	856
減価償却費	72	71
支払備金の増加額	103	△60
責任準備金の増加額	12,083	4,598
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	730	557
貸倒引当金の増加額	1	△1
退職給付引当金の増加額	0	—
価格変動準備金の増加額	16	17
利息及び配当金等収入	△1,271	△1,464
有価証券関係損益	△133	△91
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益	0	2
代理店貸の増加額	0	1
再保険貸の増加額	13	17
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△403	△219
代理店借の増加額	△44	△13
再保険借の増加額	0	22
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△287	171
その他	98	84
小計	11,235	4,549
利息及び配当金等の受取額	1,279	1,482
利息の支払額	△0	△0
契約者配当金の支払額	△493	△644
その他	△0	△0
法人税等の支払額	△292	△418
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,727	4,969
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△35,726	△31,314
有価証券の売却・償還による収入	24,667	25,895
貸付けによる支出	△938	△1,120
貸付金の回収による収入	739	881
その他	4	△2
II①小計	△11,255	△5,660
(I+II①)	(472)	(△691)
有形固定資産の取得による支出	△10	△93
有形固定資産の売却による収入	0	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,265	△5,749
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	462	△780
VI 現金及び現金同等物期首残高	4,354	4,817
VII 現金及び現金同等物期末残高	4,817	4,037

- (注) 1. II①は資産運用活動によるキャッシュ・フローをいいます。
 2. (I+II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいいます。
 3. 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から概ね3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

Ⅵ-4 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
前事業年度末残高	10,000	△ 1,910	8,089	720	720	8,810
当事業年度変動額						
当期純利益		554	554			554
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）				△ 302	△ 302	△ 302
当事業年度変動額合計	—	554	554	△ 302	△ 302	251
当事業年度末残高	10,000	△ 1,355	8,644	417	417	9,061

(株主資本等変動計算書の注記事項)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	200,000	—	—	200,000
合 計	200,000	—	—	200,000

Ⅵ-5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成 18 年度末	平成 19 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小 計 (対合計比)	— (—)	— (—)
正常債権	1,822	2,066
合 計	1,822	2,066

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金をいいます。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

Ⅵ-6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

Ⅵ-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

Ⅵ-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	12,893	14,435	14,292
資 本 金 等	7,749	8,089	8,644
価 格 変 動 準 備 金	76	92	110
危 険 準 備 金	1,011	1,109	965
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	715	1,016	589
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	—	3,632
持 込 資 本 金 等	—	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—	—
控 除 項 目	—	—	—
そ の 他	3,340	4,126	350
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	1,091	1,209	1,097
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	838	911	642
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	46	48	43
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	581	670	669
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	44	48	44
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—	—
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク 相 当 額 R_8	—	—	132
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,362.0%	2,386.3%	2,604.8%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。なお、平成17年度末、及び平成18年度末の「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」及び「持込資本金等」は「その他」に含まれています）。
2. 平成19年度末より、「第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 」を含めて算出しています（平成17年度末、及び平成18年度末については、従来の基準による数値を記載しています）。

<参考>実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	64,265	77,144	83,180
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	51,617	62,731	67,797
実質資産負債差額 A (1) - (2) = (3)	12,648	14,412	15,383
満期保有債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	△134	96	1,283
実質資産負債差額 B (3) - (4) = (5)	12,782	14,316	14,100

- (注) 「実質資産負債差額 A」は実質資産負債差額の算出方法を定めた「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条及び「平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号」に基づき算出しています。「実質資産負債差額 B」は「実質資産負債差額 A」から満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したものであり、上記の規定に加えて「保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-2-6」に基づき算出しています。

Ⅵ-9 有価証券等の時価情報

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成 18 年度末					平成 19 年度末				
	帳簿 価額	時 価	差 損 益			帳簿 価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損	うち差益			うち差損		
満期保有目的の債券	42,089	42,185	96	372	276	44,974	46,257	1,283	1,283	0
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	25,361	26,490	1,129	1,392	262	27,850	28,504	654	1,139	484
公 社 債	22,944	23,050	106	352	246	25,558	25,939	381	532	151
株 式	1,614	2,627	1,012	1,028	15	1,789	2,114	325	606	281
外 国 証 券	500	507	7	7	—	200	177	△ 22	—	22
公 社 債	500	507	7	7	—	200	177	△ 22	—	22
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	306	3	3	—	302	273	△ 29	—	29
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	67,450	68,676	1,225	1,764	539	72,825	74,762	1,937	2,422	484
公 社 債	65,033	65,235	202	725	523	70,533	72,197	1,664	1,815	151
株 式	1,614	2,627	1,012	1,028	15	1,789	2,114	325	606	281
外 国 証 券	500	507	7	7	—	200	177	△ 22	—	22
公 社 債	500	507	7	7	—	200	177	△ 22	—	22
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	306	3	3	—	302	273	△ 29	—	29
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	平成 18 年度末	平成 19 年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	1,066	1,070
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	1,066	1,070
合 計	1,066	1,070

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

当社の利用しているデリバティブ取引は、債券店頭オプション取引のみです。

取引方針の原則は、金利リスクを負う現物資産の一部をリスクヘッジすることを目的とします。あわせて、超過収益獲得を目的に、運用手段の多様化の一手法として債券店頭オプション取引を活用しています。具体的には、国債を対象に、保有している銘柄の一部のカバードコール、付与額が保有する現預金の範囲内でのターゲットパイニングで、リスクは自らコントロールできる範囲内の限定的なものにとどまります。

取引内容は市場リスクと信用リスクを伴うことから、予め取引限度等を定めるほか、信用度の高い取引先に限定しています。また、管理にあたりフロントとバックとの牽制ができる体制とし、さらに、リスクの状況は、現物資産状況とともにリスク管理委員会に定期報告する体制になっています。

2. 定量的情報

平成 19 年度末には、取引残高はありません。

Ⅵ－10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度
基礎利益 A	1,064	1,903
キャピタル収益	246	192
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	246	192
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	211	184
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	112	100
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	98	83
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	35	7
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	1,099	1,911
臨時収益	—	144
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	144
その他臨時収益	—	—
臨時費用	99	—
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	98	—
個別貸倒引当金繰入額	1	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△99	144
経常利益 A+B+C	1,000	2,055

〈参考〉基礎利益の内訳（三利源）

（単位：百万円）

区 分	平成18年度	平成19年度
基礎利益（①+②+③+④）	1,064	1,903
① 費差損益	△395	△574
② 危険差損益	2,148	2,128
③ 利差損益	103	184
④ その他	△791	165

- （注）1. 「費差損益」は想定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益（△は損）です。
 2. 「危険差損益」は想定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益（△は損）です。
 3. 「利差損益」は想定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益（△は逆ざや）です。
 4. 平成18年度の「その他」の主な内訳は保険業法上の標準責任準備金積立に向けて繰入れた額です。

Ⅵ－11 計算書類等についての会計監査人による監査

平成 19 年度の計算書類等については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号に基づき、会計監査人である新日本監査法人による監査を受けております。

Ⅵ－12 財務諸表についての代表者による確認

平成 19 年度における財務諸表作成については、当社代表取締役社長が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていること及び内部監査が有効に機能していることを確認しております。

Ⅶ-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

収益面では保険料等収入が154億71百万円、資産運用収益が16億57百万円、その他経常収益が1億60百万円となり、経常収益は172億89百万円となりました。

一方、費用面では保険金等支払金が73億74百万円、責任準備金等繰入額が45億99百万円、資産運用費用が1億85百万円、事業費が28億60百万円、その他経常費用が2億14百万円となり、経常費用は152億33百万円となりました。

以上の結果、経常利益は20億55百万円となりましたが、今年度につきましては、社名をフコクしんらい生命保険株式会社に変更するとともに新たな運営体制を整えることとなったため、その新会社運営に必要な不可欠で、かつ、一時的な費用である6億22百万円を事業再編費用として特別損失へ計上しております。

これらに契約者配当準備金繰入額、法人税等を加減算した当期純利益は5億54百万円となりました。

また、資産面につきましては、年度末総資産が48億49百万円増の818億97百万円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	平成18年度末				平成19年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	82,844	102.2	745,177	99.5	81,176	98.0	708,505	95.1
個人年金保険	16,197	103.1	46,043	102.4	15,406	95.1	44,003	95.6
団体保険	—	—	620,774	127.9	—	—	430,634	69.4

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	平成18年度				平成19年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	9,608	81,306	81,306	—	5,612	40,944	40,944	—
個人年金保険	1,516	4,055	4,055	—	280	945	945	—
団体保険	—	7,326	7,326		—	4,784	4,784	

(注) 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

(保有契約)

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	10,270	102.5	9,952	96.9
個 人 年 金 保 険	2,401	103.2	2,292	95.4
合 計	12,672	102.7	12,245	96.6
うち医療保障・ 生前給付保障等	1,951	97.7	1,903	97.6

(新契約)

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	1,232	88.7	607	49.3
個 人 年 金 保 険	225	28.0	38	17.2
合 計	1,457	66.4	646	44.4
うち医療保障・ 生前給付保障等	135	69.8	115	85.3

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		平成18年度末	平成19年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	740,567	703,842
		個人年金保険	—	—
		団体保険	620,739	430,599
		その他共計	1,361,307	1,134,441
	災害死亡	個人保険	(120,177)	(116,081)
		個人年金保険	(106)	(95)
		団体保険	(9,525)	(9,458)
		その他共計	(129,808)	(125,635)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
個人年金保険		(—)	(—)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(—)	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	4,609	4,662
		個人年金保険	45,536	43,283
		団体保険	—	—
		その他共計	50,145	47,946
	年 金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(6,265)	(5,955)
		団体保険	(3)	(3)
		その他共計	(6,268)	(5,959)
	そ の 他	個人保険	—	—
個人年金保険		507	720	
団体保険		34	35	
その他共計		541	755	
入院保障	災害入院	個人保険	(250)	(242)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(26)	(27)
		その他共計	(278)	(270)
	疾病入院	個人保険	(250)	(242)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(251)	(243)
	その他の条件付入院	個人保険	(216)	(206)
個人年金保険		(0)	(0)	
団体保険		(—)	(—)	
その他共計		(216)	(207)	

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 低解約返戻金型終身保険（無選択型）の災害死亡保障は普通死亡保障部分に計上しました。
3. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
4. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
5. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）の責任準備金を表します。
6. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
7. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成18年度末	平成19年度末
障 害 保 障	個人保険	14,171	13,617
	個人年金保険	10	9
	団体保険	53,095	51,489
	その他共計	67,276	65,115
手 術 保 障	個人保険	46,472	44,948
	個人年金保険	269	258
	団体保険	—	—
	その他共計	46,741	45,206

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分	保 有 金 額		
	平成18年度末	平成19年度末	
死 亡 保 険	終 身 保 険	134,366	131,256
	定 期 保 険	287,556	274,810
	そ の 他 共 計	722,179	686,802
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	15,741	14,597
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	2,646	2,442
	そ の 他 共 計	22,997	21,702
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	46,043	44,003
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	60,373	58,298
	傷 害 特 約	56,684	54,734
	災 害 入 院 特 約	209	198
	疾 病 特 約	209	198
	成 人 病 特 約	5	5
	そ の 他 条 件 付 入 院 特 約	211	201

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	81,064	748,801	82,844	745,177
新 契 約	9,608	81,306	5,612	40,944
更 新	350	1,121	286	1,339
復 活	659	10,241	400	6,751
保 険 金 額 の 増 加	694	677	706	712
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
そ の 他 の 異 動 に よ る 増 加	—	9	—	—
死 亡	195	1,198	201	1,098
満 期	980	2,606	975	3,052
保 険 金 額 の 減 少	5,076	12,731	5,848	13,311
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	5,783	56,259	5,472	51,978
失 効	1,816	24,046	1,263	16,805
そ の 他 の 異 動 に よ る 減 少	63	138	55	173
年 末 現 在	82,844	745,177	81,176	708,505
(増 加 率)	(2.2)	(△ 0.5)	(△ 2.0)	(△ 4.9)
純 増 加	1,780	△ 3,623	△ 1,668	△ 36,671
(増 加 率)	(△ 58.0)	(—)	(△ 193.7)	(—)

- (注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	15,709	44,962	16,197	46,043
新 契 約	1,516	4,055	280	945
復 活	8	42	5	24
金 額 の 増 加	—	0	—	0
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	47	367	67	462
死 亡	30	75	21	51
支 払 満 了	14	226	23	168
金 額 の 減 少	6	31	7	23
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	960	2,715	1,026	2,872
失 効	43	130	19	64
その他の異動による減少	36	205	54	292
年 末 現 在 (増 加 率)	16,197 (3.1)	46,043 (2.4)	15,406 (△4.9)	44,003 (△4.4)
純 増 加 (増 加 率)	488 (△89.7)	1,081 (△90.8)	△791 (△262.1)	△2,039 (△288.7)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	4,675,248	485,296	4,468,839	620,774
新 契 約	3,283	7,326	1,454	4,784
更 新	227,498	138,371	184,941	136,036
中 途 加 入	241,092	203,910	204,994	96,556
保 険 金 額 の 増 加	3,351	3,812	7,783	3,523
その他の異動による増加	1,798	6,877	1,586	2,435
死 亡	15,656	824	15,362	709
満 期	229,225	136,342	228,170	144,695
脱 退	433,497	69,766	386,162	49,277
保 険 金 額 の 減 少	65,375	11,917	68,880	10,459
解 約	536	1,084	58	53
失 効	11	33	—	—
その他の異動による減少	1,155	4,932	343	228,280
年 末 現 在 (増 加 率)	4,468,839 (△4.4)	620,774 (27.9)	4,231,719 (△5.3)	430,634 (△30.6)
純 増 加 (増 加 率)	△206,409 (—)	135,477 (53.5)	△237,120 (—)	△190,139 (△240.3)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険の契約者配当金

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険には、契約者配当の有無により、無配当保険と5年ごと利差配当付保険とがあります。このうち、契約者配当の対象となる5年ごと利差配当付保険を具体的に列挙すると、次のとおりです。

- ・5年ごと利差配当付終身保険
- ・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・5年ごと利差配当付養老保険
- ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・5年ごと利差配当付こども保険
- ・5年ごと利差配当付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

5年ごと利差配当付保険については、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合にご契約後5年ごとに配当金としてお支払いします。

このために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当準備金を積み立てます。なお、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。

契約者配当準備金は、契約者配当金としてお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動（増減）し、契約者配当金をお支払いできないこともあります。

ハ. 平成19年度決算による契約者配当金

平成19年度決算による「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付養老保険」について契約者配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	契約者配当金
平成10年10月1日	2.90%	10年	18,351円	0円
平成15年10月1日	1.65%	5年	25,149円	803円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、60歳満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	契約者配当金
平成10年10月1日	2.90%	10年	26,555円	0円
平成15年10月1日	1.65%	5年	31,436円	1,036円

- (注) 1. 経過年数とは平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日の間の契約応当日での経過年数を示しています。
2. 上記契約者配当金は、責任準備金に利差益配当率を乗じて計算された額です。
ただし、利差益配当率 = 配当基準利回り - 予定利率 です。
3. 利差配当付個人保険および利差配当付個人年金保険の配当基準利回り

	(ご参考) 平成 18 年度	平成 19 年度
分割払	1.90%	2.00%
一時払	1.90%	1.80%

例示契約以外につきましても、上記の配当基準利回りに基づき契約者配当準備金を積立
ています。

なお、契約者配当準備金は契約者配当金として確定したものではなく、今後の運用実績等
によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険の契約者配当金

団体定期保険等の団体保険におきましては、商品の特性に応じて契約者配当準備金を積み立て、
満期時に、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いします。

Ⅶ－２ 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	△0.5	△4.9
個人年金保険	2.2	△4.9
団体保険	27.9	△30.6

(注) 個人年金保険は、年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度
新契約平均保険金	8,462	7,295
保有契約平均保険金	8,994	8,728

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	10.9	5.5
個人年金保険	9.1	2.1
団体保険	1.5	0.8

(注) 転換契約は含みません。

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	11.0	10.0
個人年金保険	6.4	6.4
団体保険	1.9	1.1

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

（単位：円）

平成18年度	平成19年度
11,738	10,127

（注）転換契約は含みません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
1.73%	2.32%	1.15%	1.32%

（注）1. %は、{分子/分母}×1000の数値です。
2. 死亡率は、死亡/{(年始保有+年末保有+死亡) / 2}で計算しました。

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成18年度	平成19年度
災害死亡保障契約	件 数	0.42%	0.11%
	金 額	0.36%	0.08%
障害保障契約	件 数	0.14	0.07
	金 額	0.01	0.01
災害入院保障契約	件 数	3.80	4.70
	金 額	98.10	145.88
疾病入院保障契約	件 数	33.28	35.21
	金 額	667.53	654.14
成人病入院保障契約	件 数	18.06	16.23
	金 額	311.96	301.93
疾病・傷害手術保障契約	件 数	25.70	29.38
成人病手術保障契約	件 数	—	—

（注）1. 件数の特約発生率は、分子を支払件数、分母を平均保有特約件数として算出しています。
2. 金額の特約発生率は、分子を支払金額、分母を平均保有保障金額として算出しています。

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

平成18年度	平成19年度
14.2	18.6

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成18年度	平成19年度
3	3

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成18年度	平成19年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成18年度	平成19年度
AA	0.0%	0.0%
AA-	23.2%	25.5%
A+	63.2%	61.2%
A-	13.6%	13.3%

(注) 格付はスタンダード・アンド・プアーズ社によるものに基づいております。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成18年度	平成19年度
20	1

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
第三分野発生率	23.3	24.3
医療（疾病）	22.9	25.7
がん	—	—
介護	—	—
その他	24.1	20.6

Ⅶ－３ 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	378	375
	災 害 保 険 金	11	9
	高 度 障 害 保 険 金	25	27
	満 期 保 険 金	17	4
	そ の 他	—	—
	小 計	432	417
年 金	2	0	
給 付 金	102	98	
解 約 返 戻 金	180	140	
保 険 金 据 置 支 払 金	—	—	
そ の 他 共 計	717	657	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	43,145	53,155	56,676
	個 人 年 金 保 険	9,798	11,759	12,980
	団 体 保 険	54	68	69
	そ の 他	—	—	—
	小 計	52,997	64,982	69,725
危 険 準 備 金	1,011	1,109	965	
合 計	54,009	66,092	70,691	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	平成19年度末合計
残 高	68,314	1,410	965	70,691

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成18年度末	平成19年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	5年チルメル式 (ただし、一部の契約は 平準純保険料式)	平準純保険料式
	標準責任準備金 対象外契約	5年チルメル式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	32,092 百万円	1.85%～3.10%
2001年度～2005年度	28,428 百万円	1.15%～1.75%
2006年度	7,989 百万円	1.15%～1.75%
2007年度	1,145 百万円	1.25%～1.75%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
平成18年度	前年度末現在	36	57	435	528
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	7	2	483	493
	当年度繰入額	9	42	679	730
	当年度末現在	38 (22)	96 (6)	631 (—)	766 (29)
平成19年度	前年度末現在	38	96	631	766
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	8	3	631	644
	当年度繰入額	15	49	493	557
	当年度末現在	44 (23)	142 (10)	493 (—)	680 (33)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	1	—	△1
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		0	0	—
価格変動準備金		92	110	17

(注) 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記に記載しているため、省略します。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		10,000	—	—	10,000	
うち既発行株式	普通株式	(200千株) 10,000	(一株) —	(一株) —	(200千株) 10,000	
	計	10,000	—	—	10,000	
資本剰余金	(資本準備金)	—	—	—	—	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	17,744	11,746
（うち一時払）	6,669	940
（うち年払）	1,134	1,118
（うち半年払）	38	38
（うち月払）	9,901	9,649
個人年金保険	2,258	1,847
（うち一時払）	368	5
（うち年払）	114	108
（うち半年払）	5	4
（うち月払）	1,771	1,729
団体保険	2,069	1,812
その他 共 計	22,072	15,406

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
死 亡 保 険 金	733	—	870	1,603	1,814
災 害 保 険 金	5	—	3	8	25
高 度 障 害 保 険 金	22	—	55	78	53
満 期 保 険 金	1,342	—	—	1,342	1,042
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	2,104	—	929	3,033	2,936

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
29	66	3	98	71

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
死 亡 給 付 金	3	16	—	20	32
入 院 給 付 金	219	0	2	221	217
手 術 給 付 金	145	0	—	146	123
障 害 給 付 金	0	—	1	1	8
生 存 給 付 金	128	—	—	128	184
一 時 金	167	7	—	174	231
そ の 他	21	0	—	21	51
合 計	687	24	3	715	849

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成19年度 合 計	平成18年度 合 計
2,750	492	—	3,243	2,904

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	139	9	47	92	33.7
建物	36	0	0	36	1.9
その他の有形固定資産	103	9	46	56	45.1
無形固定資産	500	62	198	302	39.6
合 計	640	71	245	394	38.3

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
営業活動費	1,014	641
営業管理費	21	8
一般管理費	2,101	2,210
合 計	3,138	2,860

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国 税	8	8
消費税	3	5
印紙税	4	3
その他の国税	—	—
地 方 税	70	52
地方消費税	0	1
法人事業税	68	47
固定資産税	0	1
事業所税	0	2
その他の地方税	—	—
合 計	78	61

(18) リース取引

該当ありません。

Ⅶ-4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 平成19年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成19年度は物価安定の下での持続的経済成長の実現がテーマとなりました。世界的な信用不安の拡大や原油急騰等もあり、先行きに対する警戒感が台頭、3月には米大手証券の実質破綻報道等もあり、景況感が悪化しました。

かかる状況を反映して、国内株式市場においてはTOPIX、日経平均ともに3月中旬に安値をつけ、年度末日経平均は12,000円台で終了しました。

長期金利については、世界的な金融引締め懸念の波及等で6月中旬から7月上旬にかけて10年国債利回りが上昇し2.0%に接近しましたが、米国の連続利下げや日銀の追加利上げ観測後退等により低下し、年度末は1.2%台で終了しました。

円相場については、日米金利差等を背景に円安トレンドで始まりましたが、7月から一転して円が買戻され3月中旬には一時95円台まで上昇、年度末は99円台で終了しました。

ロ. 当社の運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としました。

市場動向やリスク許容度を勘案し、外貨建資産については投資を控え、国内株式については若干の買い増しに止めました。また、低金利下における利配収入を補うべく、マーケットリスクに留意しつつ保有資産を背景としたオプション取引を一部活用するとともに、適宜保有資産の売却も実施し実質収益の拡大を図りました。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性を高めるように努めております。

ハ. 運用実績の概況

平成19年度末の一般勘定資産（総資産）は、前年度末から4,849百万円増加し、81,897百万円となりました。主な内訳は公社債の70,914百万円で、総資産構成比86.6%であります。

平成19年度の資産運用収益は、利息及び配当金収入が1,464百万円、収益全体では1,657百万円となりました。一方、資産運用費用は185百万円となり、資産運用損益合計では1,472百万円となりました。

平成19年度末の含み損益（時価と帳簿価額との差損益）は、1,937百万円（主な内訳は公社債1,664百万円、株式325百万円）となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	3,751	4.9	2,966	3.6
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有 価 証 券	69,646	90.4	74,549	91.0
公 社 債	65,139	84.5	70,914	86.6
株 式	2,627	3.4	2,114	2.6
外 国 証 券	507	0.7	177	0.2
公 社 債	507	0.7	177	0.2
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	1,372	1.8	1,343	1.6
貸 付 金	1,801	2.3	2,040	2.5
保険約款貸付	1,801	2.3	2,040	2.5
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	36	0.0
繰延税金資産	244	0.3	481	0.6
そ の 他	1,605	2.1	1,823	2.2
貸倒引当金	△1	△0.0	—	—
合 計	77,048	100.0	81,897	100.0
うち外貨建資産	0	0.0	0	0.0

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	461	△784
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有 価 証 券	11,387	4,903
公 社 債	11,141	5,774
株 式	707	△512
外 国 証 券	△408	△329
公 社 債	△408	△329
株 式 等	—	—
その他の証券	△52	△29
貸 付 金	199	239
保険約款貸付	199	239
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	36
繰延税金資産	244	236
そ の 他	357	217
貸倒引当金	△1	1
合 計	12,648	4,849
うち外貨建資産	△0	△0

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1.97	1.96
うち公社債	1.97	2.08
うち株式	2.28	△1.71
うち外国証券	3.32	2.61
貸付金	3.32	3.44
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	1.86	1.87

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	3,930	3,705
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	63,397	71,737
うち公社債	59,824	68,036
うち株式	1,367	1,849
うち外国証券	837	481
貸付金	1,709	1,927
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	70,187	78,907
うち海外投融资	837	481

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
利息及び配当金等収入	1,271	1,464
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	246	192
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	1,518	1,657

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
支 払 利 息	0	0
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	112	100
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	98	83
為 替 差 損	—	—
貸倒引当金繰入額	1	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	0	0
合 計	213	185

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
預 貯 金 利 息	—	—
有価証券利息・配当金	1,214	1,398
公 社 債 利 息	1,152	1,327
株 式 配 当 金	31	45
外国証券利息配当金	21	12
貸 付 金 利 息	56	66
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	1,271	1,464

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国 債 等 債 券	239	191
株 式 等	—	1
外 国 証 券	6	—
そ の 他 共 計	246	192

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	110	21
株式等	2	78
外国証券	—	—
その他共計	112	100

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	—	—
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	41,518	59.6	43,730	58.7
地方債	—	—	—	—
社債	23,621	33.9	27,184	36.5
うち公社・公団債	2,070	3.0	2,508	3.4
株式	2,627	3.8	2,114	2.8
外国証券	507	0.7	177	0.2
公社債	507	0.7	177	0.2
株式等	—	—	—	—
その他の証券	1,372	2.0	1,343	1.8
合計	69,646	100.0	74,549	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	—	—	—	693	5,383	35,440	41,518
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	201	830	910	3,870	7,565	10,243	23,621
株 式						2,627	2,627
外国証券	304	—	—	—	—	203	507
公社債	304	—	—	—	—	203	507
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,372	1,372
合 計	505	830	910	4,564	12,949	49,887	69,646

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	—	—	303	2,495	199	40,730	43,730
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	405	713	2,038	4,808	7,614	11,603	27,184
株 式						2,114	2,114
外国証券	—	—	—	—	—	177	177
公社債	—	—	—	—	—	177	177
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,343	1,343
合 計	405	713	2,341	7,304	7,814	55,970	74,549

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
公 社 債	2.01	2.06
外 国 公 社 債	2.60	2.90

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水産・農林業	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	72	2.8	75	3.6
	織 維 製 品	19	0.8	12	0.6
	パ ル プ ・ 紙	—	—	35	1.7
	化 学	123	4.7	127	6.0
	医 薬 品	386	14.7	249	11.8
	石 油 ・ 石 炭 製 品	59	2.3	38	1.8
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	99	3.8	59	2.8
	非 鉄 金 属	25	1.0	—	—
	金 属 製 品	—	—	49	2.3
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	496	18.9	375	17.8
	輸 送 用 機 器	245	9.4	161	7.6
精 密 機 器	82	3.1	—	—	
そ の 他 製 品	205	7.8	305	14.4	
電 気 ・ ガ ス 業	50	1.9	36	1.7	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	57	2.2	32	1.6
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業 情 報 ・ 通 信 業	268	10.2	222	10.5
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	107	4.1	75	3.5
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	157	6.0	95	4.5
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	168	6.4	161	7.7	
合 計	2,627	100.0	2,114	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末残高	平成19年度末残高
保 険 約 款 貸 付	1,801	2,040
契 約 者 貸 付	1,303	1,565
保 険 料 振 替 貸 付	497	475
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1,801	2,040

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償却累計率 (%)
平成 18 年度	土 地	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	15	10	1	8	15	79.6
	合 計	15	10	1	8	15	79.6
平成 19 年度	土 地	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	36	—	0	36	1.9
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	15	56	5	9	56	45.1
	合 計	15	93	5	9	92	33.7

(注) 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度末	平成 19 年度末
不 動 産 残 高	—	36
営 業 用	—	36
賃 貸 用	—	—
賃貸用ビル保有数	— 棟	— 棟

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
有 形 固 定 資 産	0	2
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	0	2
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	2

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成 18 年度末		平成 19 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	507	100.0	177	100.0
小 計	507	100.0	177	100.0

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

二. 合 計

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	507	100.0	177	100.0

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末							
	外国証券		公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
北 米	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	304	55.9	304	55.9	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	203	40.1	203	40.1	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	507	100.0	507	100.0	—	—	—	—

(単位：百万円、%)

区 分	平成19年度末							
	外国証券		公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
北 米	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	177	100.0	177	100.0	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	177	100.0	177	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

外貨建運用資産残高は、ありません。

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成18年度	平成19年度
3.32	2.61

(29) 公共関係投融资の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

Ⅶ－5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記Ⅶ－9のとおりです。

Ⅶ-1 リスク管理体制について

(1) 基本方針

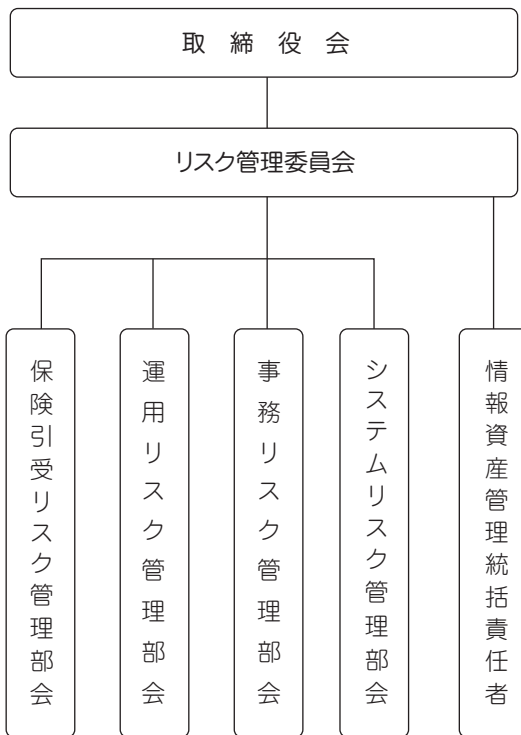
当社では、金融自由化や国際化等に伴う環境変化の中で、経営を取り巻くリスクについて、的確に認識のうえ、その健全性、透明性を確保し、お客さまのご期待にお応えできるよう、リスク管理体制を構築しています。

(2) リスク管理体制

経営上の様々なリスクに対応できるよう、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、さらに、各リスクを管理する体制として、「保険引受リスク管理部会」、「運用リスク管理部会」、「事務リスク管理部会」、「システムリスク管理部会」を設置しています。各部会では、リスクの種類に応じた分析、評価、モニタリング等を実施のうえ、適切なリスク管理が行えるよう管理体制の徹底を図っています。

また、情報リスクに関しては、リスク管理の主体を各部門に位置づけるとともに、情報管理責任者の配置を行い、管理の徹底を図っています。

<リスク管理体制図>



[リスク管理委員会]

リスク管理委員会は保険事業を取り巻く経営環境が急激に変化する中で、保険会社が自ら責任をもって種々のリスクを的確に把握・管理していくことが重要であるとの認識のもと、各リスクを統合し管理しています。

リスク管理委員会が統合・管理するリスクは次のとおりです。

- 保険引受リスク
- 市場関連リスク
- 信用リスク
- 流動性リスク
- 事務リスク
- システムリスク
- 情報リスク
- その他のリスク

当社では、会社法の定めによる監査役3名が取締役の業務執行に対して監査にあたっています。また、会計に関する事項については、監査法人である新日本監査法人の会計監査を受けています。このほか、監査部による内部監査を通じて業務の適正化と効率化に努めており、業務管理体制強化に取り組んでいます。

将来の不利益が財務の健全性に与える影響のチェックのため、金利水準、死亡指数等に一定のストレスをかけた将来収支予測による管理を実施しています。2007年度におきましては、金利水準、失効・解約率、保険事故発生率にそれぞれ一定の負荷をかけた3種類のストレステストを実施しました。その結果は、保険引受リスク管理部会で審議のうえ、リスク管理委員会へ報告し、経営に重大な影響を与えることが予測される場合は、必要な措置を講じ、経営の安定を図ることとしています。

再保険に関しましては、取引先の選定に際し、受再保険の信用状況を確認のうえ、国内外の各受再保険会社に対して適度に再保険責任を分散し、信用状況からは予測しえないリスクの回避・軽減を図っています。

◎リスクの種類と内容

リスクの種類	内 容
保険引受リスク (責任準備金及び支払準備金を含みます)	保険料設定時に予想できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率など)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスクです。
市場関連リスク	金利や有価証券、為替等の市場価格の変動により保有資産価値が変動し、損失を被るリスクです。
信用リスク	主に貸付金や債権について、信用供与先の財務状況悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。
流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払い等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等(市場流動性リスク)から成ります。
事務リスク	役員、社員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスクです。
情報リスク	情報の機密性等が損なわれることにより損失を被るリスクです。
その他リスク	法務リスク、風評リスク、大地震災害リスク、不動産投資リスク(現時点で該当資産なし)等です。

Ⅷ-2 コンプライアンス(法令等遵守)推進体制について

(1) 基本方針

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、すべての法律および社会的良識を踏まえた事業運営を行うことでお客さまや社会の信頼にこたえ、お客さまから選ばれる企業となれるよう取り組みを強化しています。

その基本方針として、「フコクしんらい生命倫理規則」を定め、役員・社員の行動基準を明確にしています。

<基本原則>

- ① すべての法令およびその精神を遵守する
- ② 事業活動全般を、効率的で、公平、公正かつ透明なものとし、顧客および株主の利益を最優先とする
- ③ 自己責任の原則に則って、社会規範・倫理に基づく良識ある行動をとる
- ④ 地球環境問題に配慮し、省資源・省エネルギー、循環型経済社会の構築に向け、自主的、積極的に行動する
- ⑤ 個々人の人権を尊重し、公平・平等に接遇する
- ⑥ 役員・社員は『法令等遵守に係る基本方針』および『役員・社員行動規範』に則って行動する

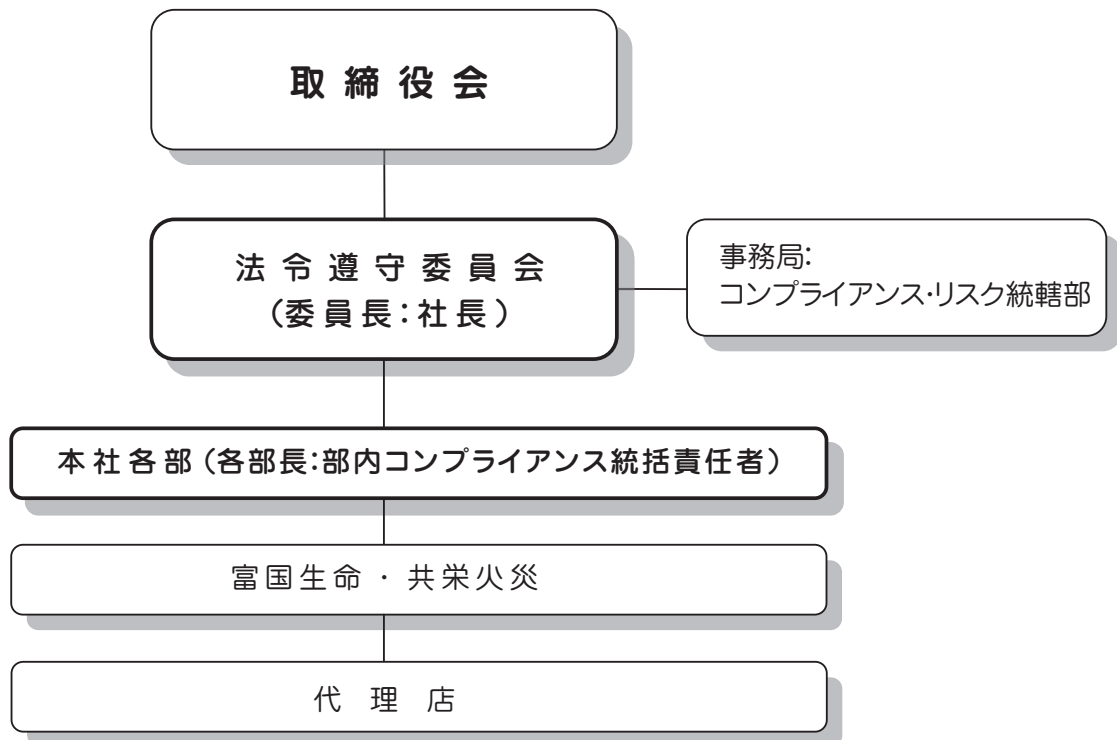
(2) 推進体制

「フコクしんらい生命倫理規則」の下、すべての役員・本社部長が参画する社長を委員長とした「法令遵守委員会」を設置し、各種ルールの遵守状況やコンプライアンス推進に係る個別施策の進捗状況を定期的にチェックする等の役割を担うことにより推進しています。

なお、日常的なコンプライアンス推進につきましては、本社各部門が責任をもって担うことを原則とし、各部長を“部内コンプライアンス統括責任者”と位置づけ、担当部門における法令等遵守を徹底させるとともに、コンプライアンス推進において必要となる他部門との調整を行う等の業務運営を行っています。

また、コンプライアンスの定着・徹底に向け、すべての役員・社員に対して「コンプライアンス・プログラム」の配布と研修受講を義務付け、徹底を図っています。

<体制図>



Ⅷ－３ 第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について

(法第 121 条第 1 項第 1 号の確認 (第三分野保険に係るものに限る) の合理性及び妥当性)

少子高齢化が進行する中で、医療保険や介護保険等のいわゆる第三分野商品は医療政策等の外的要因や保険契約者の想定外の行動の影響を受けやすく、長期的な不確実性を有していると考えられています。

第三分野商品の責任準備金については、保険業法等の定めるところに従って、標準責任準備金の積み立てを行っておりますが、上記のような観点から、当社では商品ごとに予め設定した予定発生率が十分なりリスクをカバーしているか確認するために社内規定に基づいて定期的にストレステストを実施し、リスクのカバーが不十分と判断された場合、危険準備金を積み立てることとしております。

さらに、一定の場合には、将来収支分析 (負債十分性テスト) を実施し、保険料積立金を追加して積み立てることとしております。

当社ではストレステストの実施に当たり、過去 5 年間の保険事故発生率等の実績に基づいてテスト実施期間 (基準日より将来 10 年間) の発生率に関するリスクの 99% をカバーする発生率 (危険発生率 A という) と 97.7% をカバーする発生率 (危険発生率 B という) を統計的手法により予測しております。

この危険発生率 A による将来発生する保険金額と予定発生率に基づく保険金額を比較して予定発生率に基づく保険金額が大きければ保険料積立金が十分と判断し、逆に、下回ってれば、保険料積立金が不十分として危険準備金を積み立てます。また危険発生率 B による将来発生する保険金額と予定発生率に基づく保険金額を比較して予定発生率に基づく保険金額が下回ってれば危険準備金の積立を行うとともに負債十分性テストを行います。

平成 19 年度決算におけるストレステストの結果、4 百万円の危険準備金を積み立てましたが、負債十分性テストについては実施する必要がある商品区分は該当がなかったため、追加責任準備金の積み立ては行っておりません。

また、これらの結果については、保険計理人により責任準備金が健全な保険数理に基づき積み立てられているかどうかという視点から確認されており、その内容については取締役会に報告され、確認の合理性、妥当性について当該取締役会において検証しております。

Ⅷ－４ 個人データ保護について

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや (社) 生命保険協会の指針を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理についても適切な措置を講じています。

当社では、個人情報の適正な取扱いに関して「フコクしんらい生命個人情報保護指針 (プライバシーポリシー)」を以下のとおり定めています。

プライバシーポリシー
フコクしんらい生命個人情報保護指針

■ 当社の個人情報に関する取り扱いについて

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや（社）生命保険協会の指針（生命保険業における個人情報保護のための取扱指針）を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び（社）生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、下記の目的に必要な範囲内で利用します。また、利用目的は、ホームページ等により公表するほか、重要事項説明書等に掲載します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に、原則として書面等により通知し、またはホームページ等により公表します。その他の目的に利用することはありません。

- (1) 当社の商品の販売・サービスの提供、契約の維持・管理。当社の商品・サービスは次のとおりです。
 - ・生命保険及びこれに付帯・関連するサービス
- (2) 当社のグループ会社・提携先企業における商品・サービス（損害保険、セミナー、コンサルテーション）の案内・提供
- (3) 保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます）
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 代理店等販売網の新設・維持管理、社員採用等に関する業務
- (6) その他保険に関連・付随する業務
- (7) グループ会社との共同利用

当社は、当社のグループ会社及び提携先企業が取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- [1] 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容
- [2] 管理責任者：当社

(8) 情報交換制度

[1] 保険契約等に関する情報の共同利用制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また不正な保険金請求を防止するために生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては（社）生命保険協会のホームページ（契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度）をご覧ください。

[2] 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度

当社は、生命保険代理店・募集人等の適切な監督や当社の職員採用等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、（社）生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、（社）生命保険協会のホームページ（募集人登録情報照会制度、合格情報照会制度、退社者情報登録制度）をご覧ください。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- ・生命保険会社等の間で共同利用を行う場合

4. 信用情報の取り扱い

当社は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要

者の借入金返済能力に関するものを、保険業法施行規則第53条の9に基づき、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用しません。

5. センシティブ情報の取り扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、次の場合を除き、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下「センシティブ情報」といいます）を取得、利用または第三者に提供しません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、原則として書面による本人の同意に基づき、業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者に提供する場合
- (2) 上記のほか、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条第1項各号に掲げる場合

6. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式に必要事項をご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。なお、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。詳細につきましては、当社の「保有個人データに関する事項」をご覧ください。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

8. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社の個人情報の取り扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は下記までお問い合わせください。

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室

フリーダイヤル：0120-700-651

（受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く））

所在地：〒108-0071 東京都港区白金台3-2-10 白金台ビル

ホームページ <http://www.fukokushinrai.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である（社）生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

（社）生命保険協会 生命保険相談室

電話：03-3286-2648

所在地：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

ホームページ <http://www.seiho.or.jp>

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要な正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

なお、安全管理措置に関するご質問については、上記の当社のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

Ⅷ－５ 勧誘方針について

当社では、お客さまのご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客さまからの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします。

お客さまのライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客さまのご意向と実情に配慮した勧誘を行います。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます。

お客さまへの勧誘に際しては、お客さまのご意向に沿って、ご無理のない時間・場所等十分な配慮に努めます。また、お客さまからご契約のお申込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。

3. お客さまのプライバシー保護に十分配慮いたします。

お客さまの情報は、原則としてお客さま本人の同意がある場合、あるいは法令の規定が必要な場合以外は開示しません。なお、お客さまご本人から情報の開示について要請を受けた時は、ご本人であることを確認させていただいた上で情報開示を行なう等、お客さまのプライバシー保護には十分配慮します。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います。

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。

事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことから断定的な説明は行いません。

IX. 特別勘定に関する指標等

本項目は該当ありません。

X. 保険会社及びその子会社等の状況

本項目は該当ありません。

(参考) 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資状況

該当する投資はありません。

フコクしんらい生命保険株式会社

〒108-0071

東京都港区白金台 3-2-10 白金台ビル

TEL 03 (5789) 6790 (代表)

url <http://www.fukokushinrai.co.jp>

本冊子は保険業法第 111 条に基づき作成しております。

発行 経営企画部 TEL 03 - 5789 - 6751



フコクしんらい生命保険株式会社

〒108-0071 東京都港区白金台 3-2-10 白金台ビル tel 03-5789-6790(代表) fax 03-6672-8155
url <http://www.fukokushinrai.co.jp>